



令和8年度版

危機管理マニュアル



洞峰学園つくば市立小野川小学校

目次

学校における危機管理について	1
I 災害等	
(1) 地震	2
(2) 火災	9
(3) 台風降雪(台風を想定したタイムライン)	10
(4) 雷雨・竜巻	12
(5) 地震災害を想定したタイムライン	13
(6) 積乱雲による竜巻や突風などの災害を想定したタイムライン	14
(7) 災害発生後の対応のタイムライン	15
(8) 弾道ミサイル飛来時	16
II 学校事故	
1 施設設備に関すること	
(1) 器物破損	17
(2) 盗難・不法侵入	18
2 児童に関すること	
(1) 交通事故(登下校時)	19
(2) 怪我	20
(3) 変質者	21
(4) 不審者の校内侵入時対策	22
(5) 感染症	23
(6) 食物アレルギー	24
(7) 食中毒	26
(8) 給食の異物混入	27
(9) その他(万引き - 盗み - 薬物等)	28
(10) 児童虐待	29
(11) 児童の新型コロナウイルス感染	33
(12) 熱中症への対応	35
(13) プールでの事故への対応	37
3 教職員に関すること	
(1) 交通事故(通勤途中)	38
(2) 信用失墜行為	39
(3) 公務災害(負傷・疾病・障害・死亡等)	40
《参考資料》	
危機管理マニュアル項目例	41
119番通報マニュアル	42
医療機関、ガス・水道業者	43
公文書及び個人情報等管理規定	44
学校における情報漏えい事故防止チェックリスト例	45
緊急連絡用事故報告	46
原子力災害対応マニュアル	47
児童虐待防止マニュアル	52

学校における危機管理について

1 危機管理とは

学校における危機管理とは、「学校教育に関して生じ得る事件や事故そのものを防止し、あるいは、その被害を最小限にするための措置（予防的措置）と、生じてしまった事件や事故に対する適切な処理や善後策（事後措置）に関する経営行為」である。

2 危機管理の目的

- (1) 児童の生命を守ること
- (2) 学校の正常な運委を進め、児童の心理的な安定を確保すること
- (3) 学校に対する社会的な信頼 ・ 信用を確保すること
- (4) 児童 ・ 教職員 ・ 保護者 ・ 地域住民との信頼関係を維持すること

3 学校、その他で想定される危機

- (1) 非常変災による危機
- (2) 教師の児童に対する事故
- (3) 教育 ・ 指導に名を借りた教師による児童への人権侵害
- (4) 教師の不祥事 ・ 信用失墜行為
- (5) 事務上の過誤によって生じる事故
- (6) 学校事故
 - ①日本スポーツ振興センター法に規定される管理下の事故
 - ②食中毒、感染症など
- (7) 公務災害
- (8) 児童の犯罪 ・ 非行
- (9) 児童の教師に対する暴行
- (10)人間関係のトラブル
- (11)児童虐待
- (12)児童の新型コロナウイルス感染
- (13)その他

4 危機管理に対する基本的な対応の在り方

- (1) 人間尊重教育を中核に据えた学校経営方針の徹底
 - ①児童理解が根底にある、学校経営は普段からなされている。
- (2) 緊急事態に対応できる協力体制の確立
 - ①平素から児童生徒の安全管理と適応指導の充実を図るとともに、学校としての最適な対応策を用意しておく。
 - ②事態に直面しても、冷静 ・ 迅速に対応できる心構えと協力体制を築く。

5 学校の危機への備え

- (1) 正しい危機管理意識の高揚
- (2) 危機感知能力の高揚
 - ①より質の高い日々の教育実践が危機の発生を押さえることができる。
- (3) 学校の危機管理組織の確率と信頼関係の育成
- (4) 自ら危機を乗り越える力を育てる教育環境の整備
 - ①命の尊さを認識する性教育の推進
 - ②教育環境の整備
 - ③健康 ・ 安全教育の推進
 - ④人権意識の高揚

I 災害

(1) 地震

☆ 震度5弱以上の場合、および4以下でも被害のあった場合、教育施設課・教育指導課へ(同内容)イントラ課メールで報告する。

- ① 施設・設備の被害状況、インフラ(電気・水道・ガス)の状況
 - ② 児童の被害状況(死傷・行方不明等)
 - ③ 対応の状況(授業打ち切り下校、登校時刻の変更、集団下校・保護者引き渡し、翌日以降の臨時休業等)
 - ④ 避難民の状況(人数、構成)
 - ⑤ 参集の状況(到着時刻、参集した職員の職名と人数)
- ※ 一時報告①②④ 二次報告③ ⑤は夜間・休日のみ

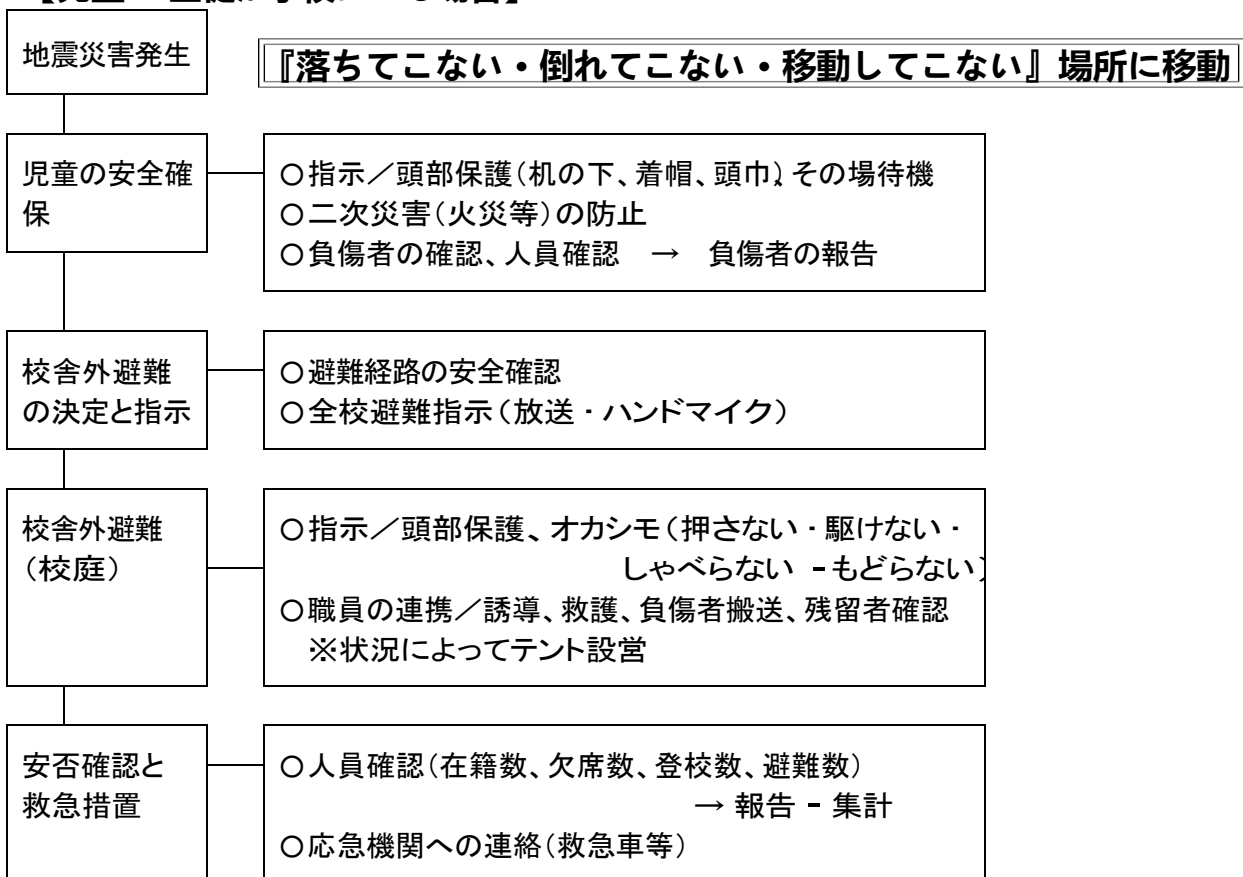
☆ 緊急メールシステムの登録をすすめる。

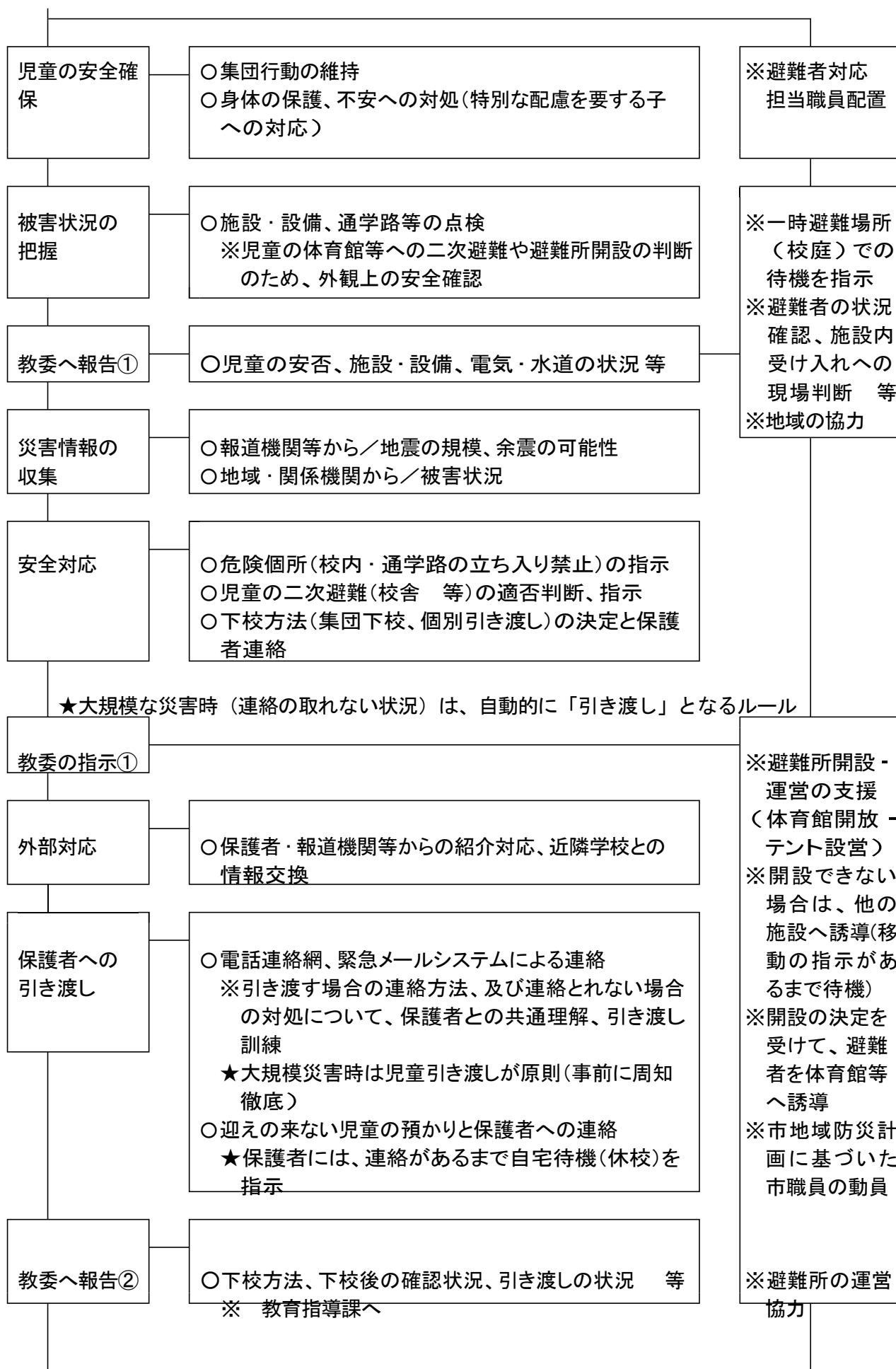
☆ 台風、洪水、大雪等の災害があった場合には、本マニュアルに準じて対応する。

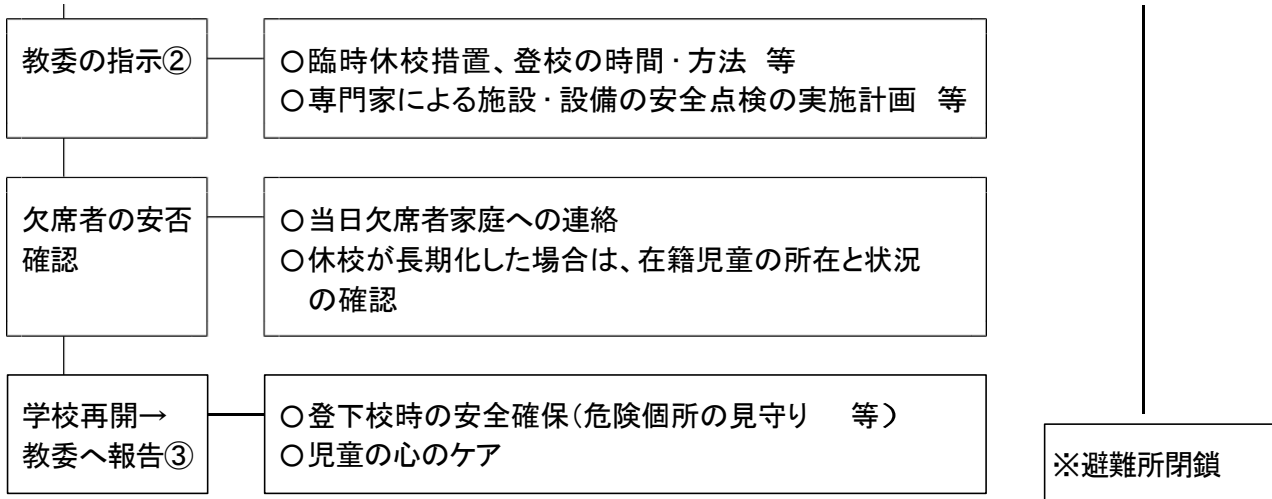
☆ 連絡不能の場合は、市担当者の到着まで、本マニュアルに基づき各学校の判断で対応する。

① 管理下

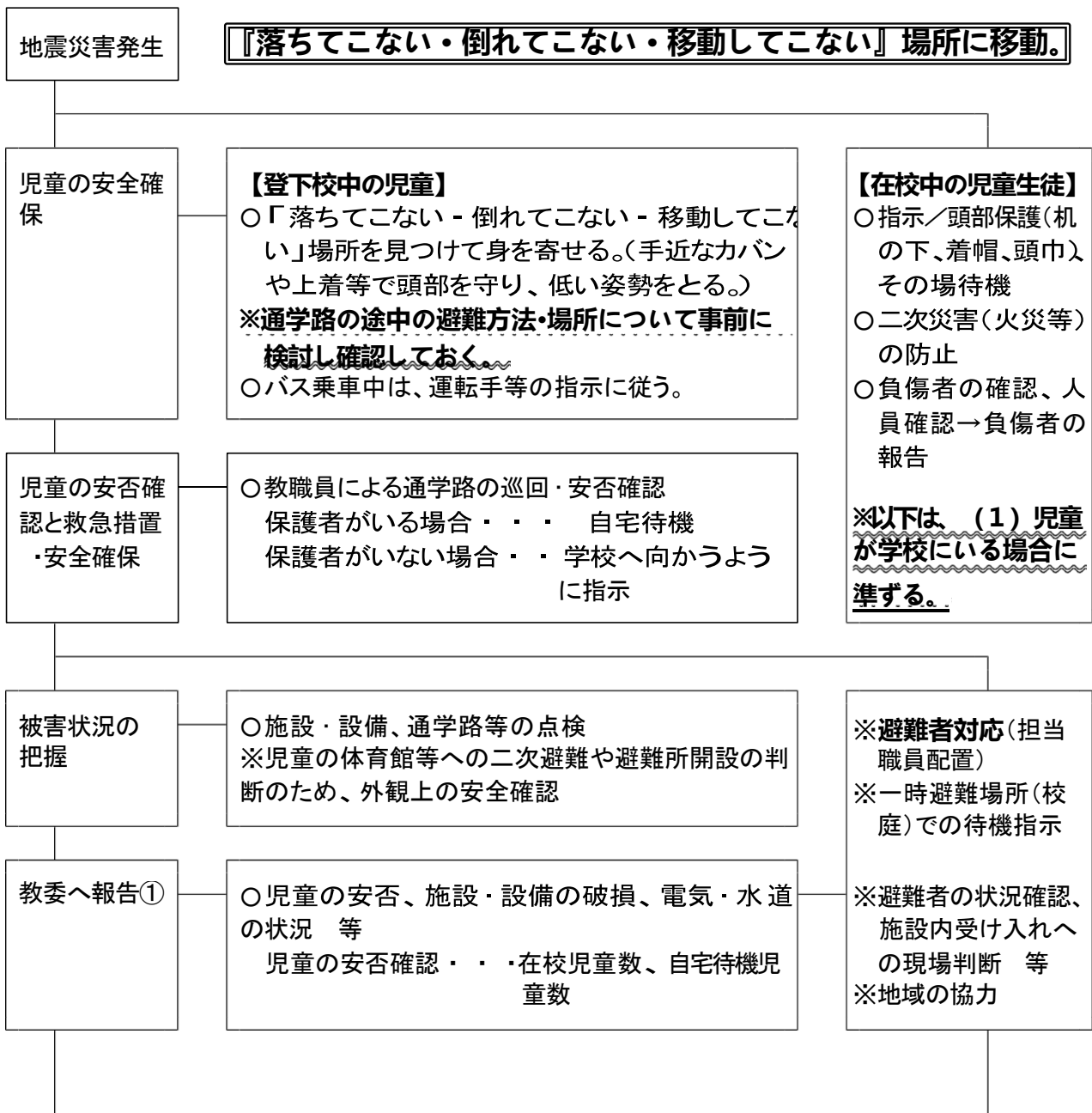
【児童・生徒が学校にいる場合】

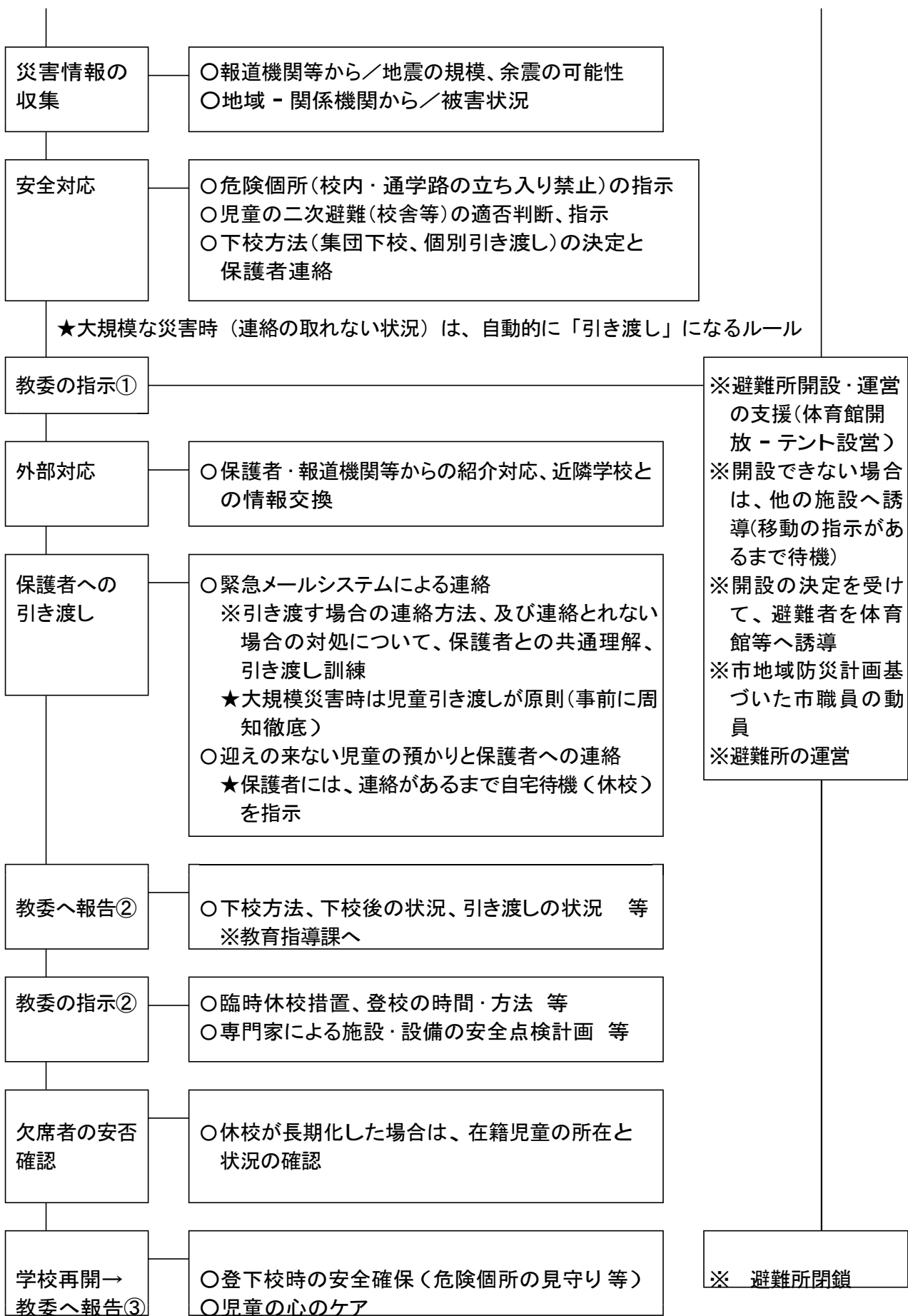






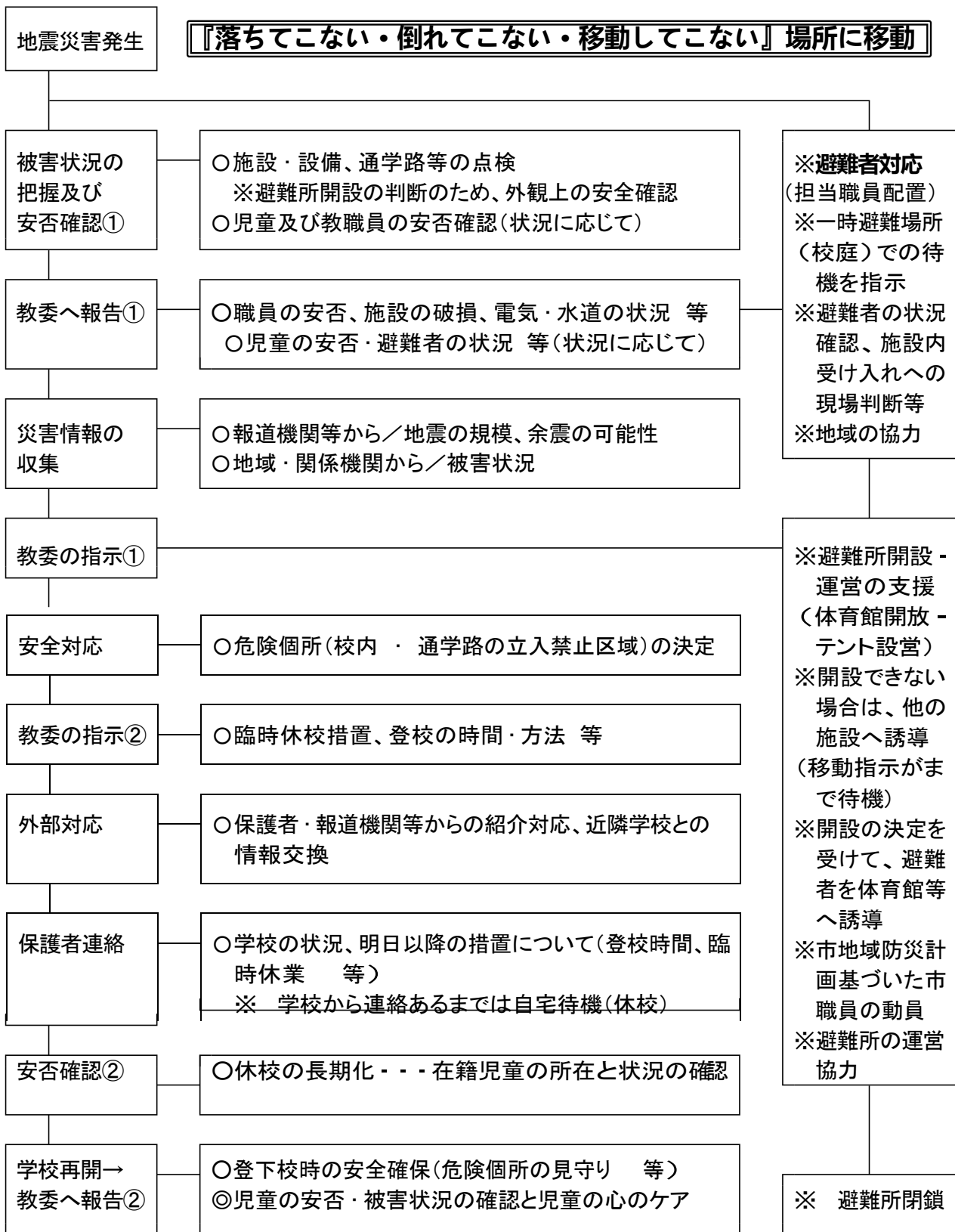
【児童が登下校時の場合】





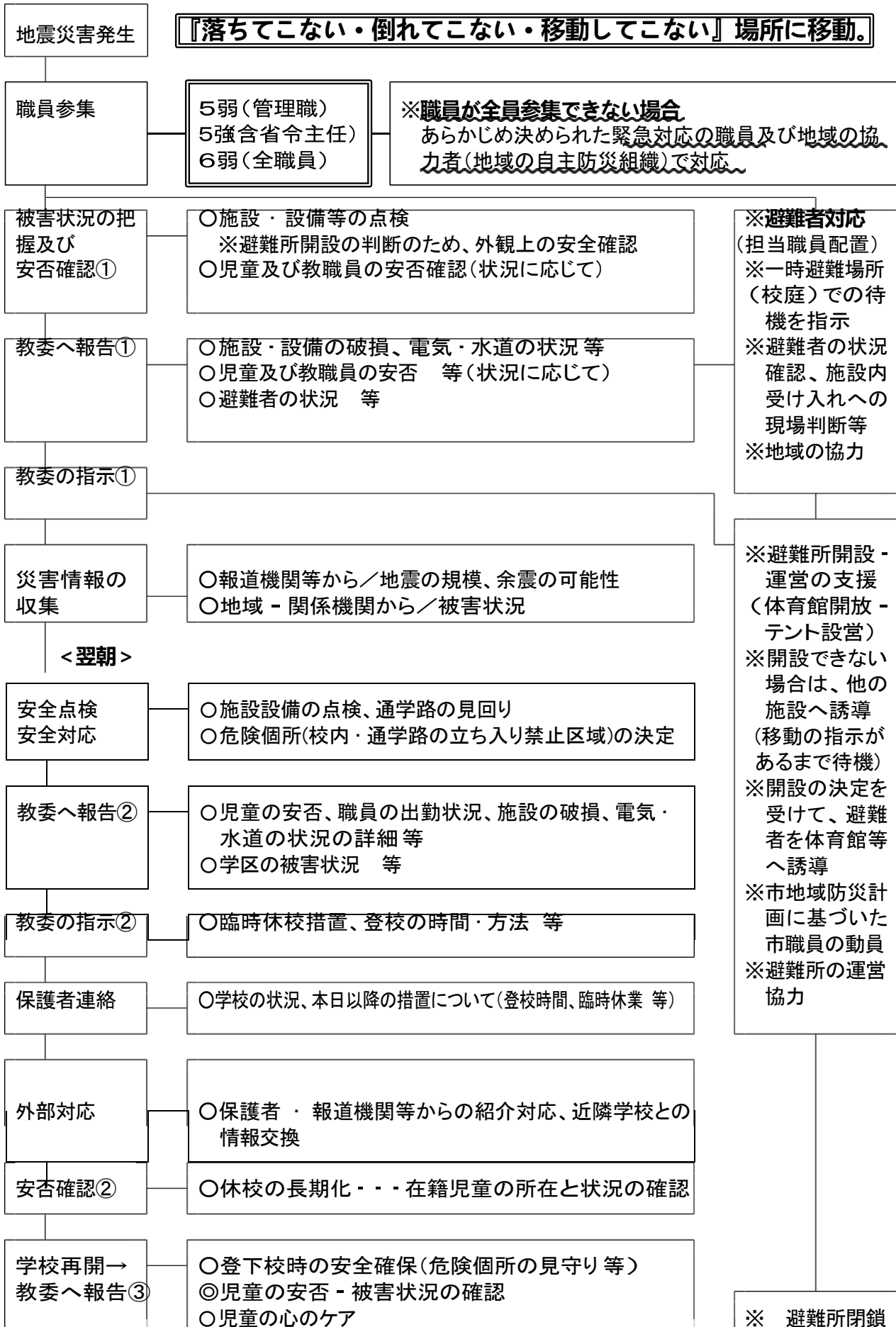
① 管理外

【児童が在校していない場合（勤務時間内）】

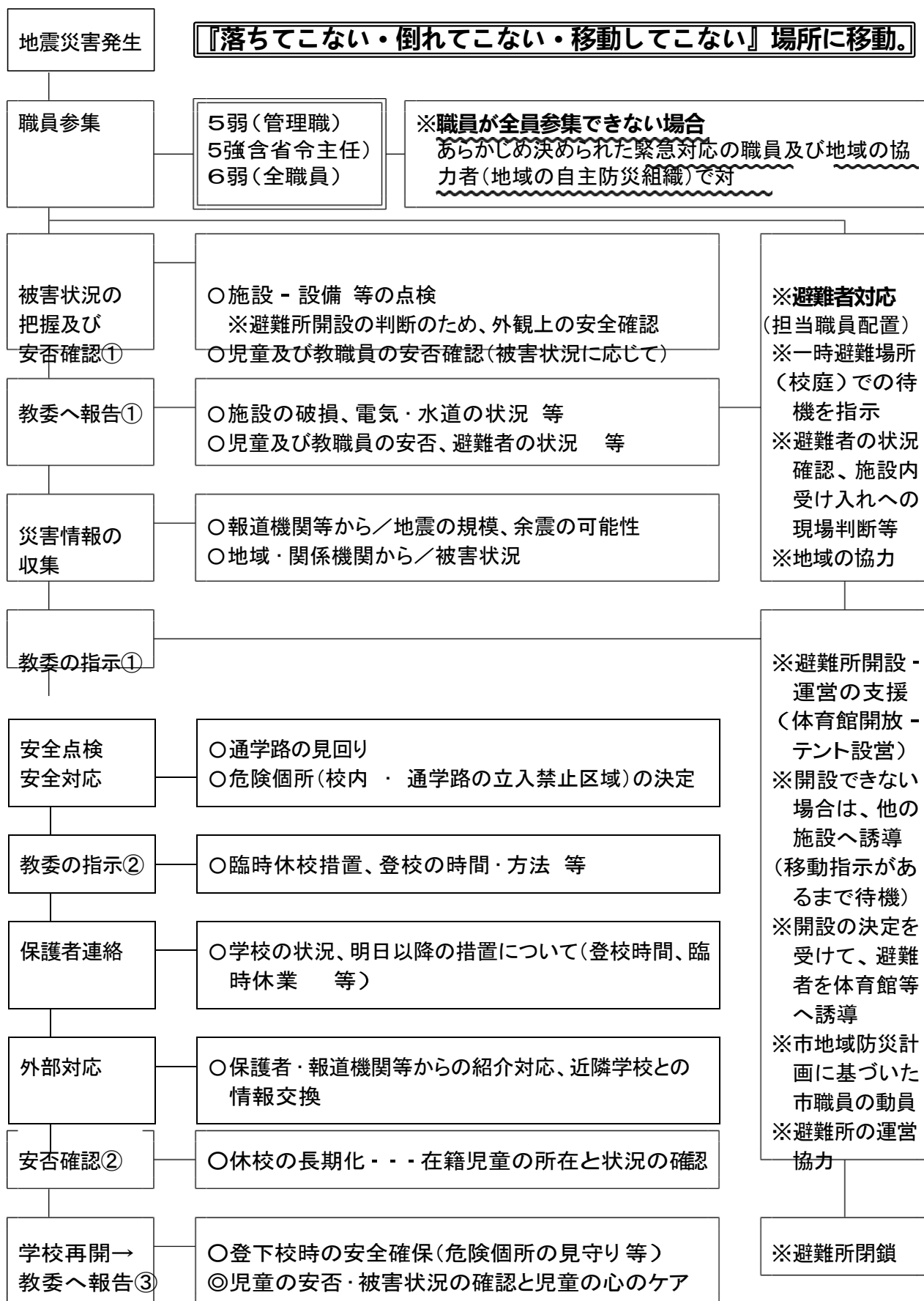


☆ 大規模災害時は、学校からの連絡までは自宅待機とすることを学校と保護者との間で共通理解しておく。

【児童が在校していない場合（勤務時間外：夜間）】



【児童が在校していない場合（勤務時間外：休日昼間）】

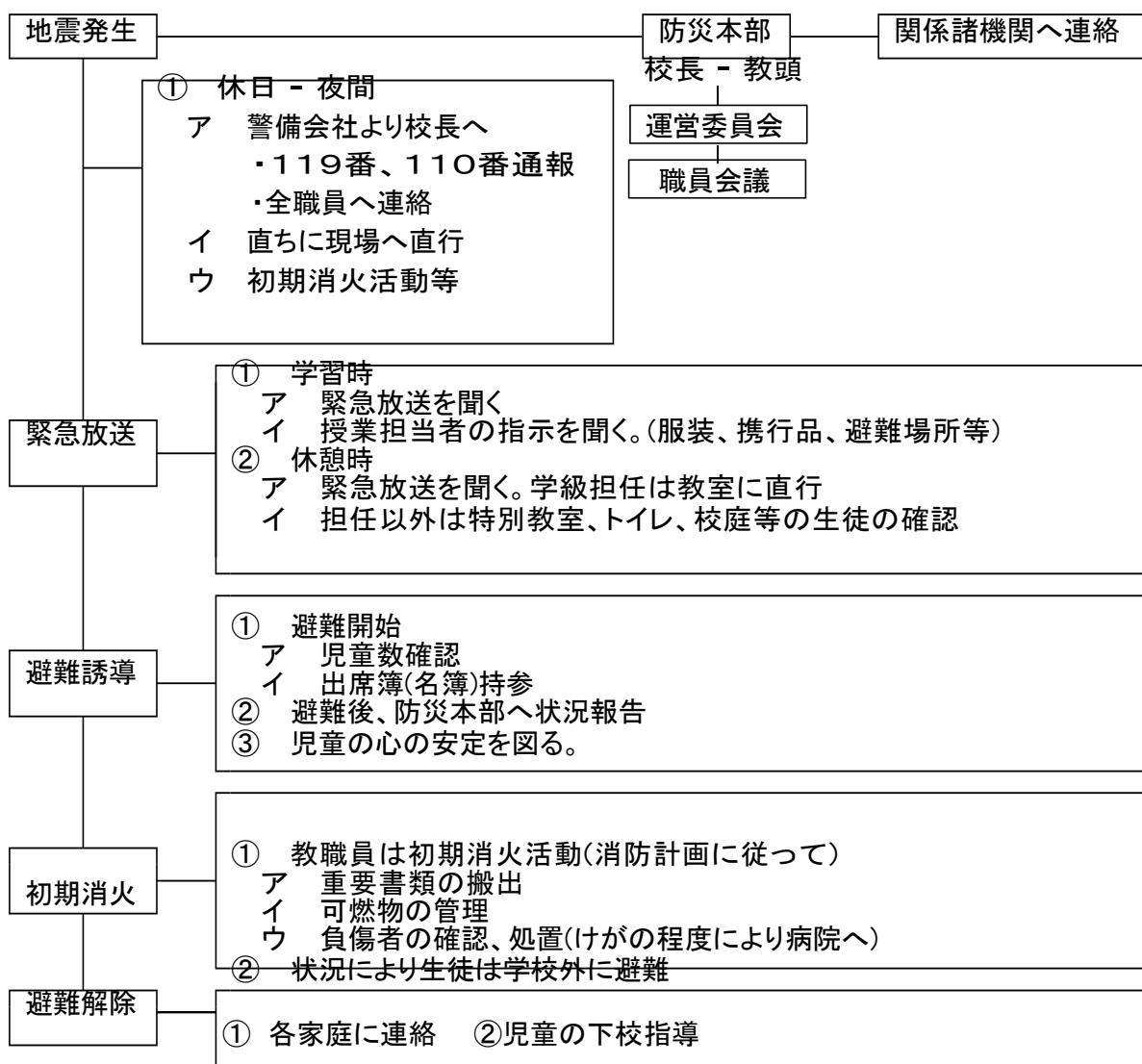


3 避難所の開設・運営への協力

- (1) 市災害対策本部の決定により、本校に避難所が設置されることになった場合は、教職員は校長の指示のもと、避難所の開設・運営に積極的に協力する。
- (2) 地域住民が自主的に避難してきた場合は、職員が施設の解錠等を行い避難住民を受け入れるとともに、市教育委員会または市災害対策本部に連絡し指示を仰ぐ。
- (3) 避難所支援班の設置
本部は、学校内に避難所が開設された場合には、教職員による避難所支援班を設置する。避難所支援班は、市教育委員会及び市災害対策本部との連絡調整を行うとともに、市から避難所へ派遣された職員や自主防衛組織等の代表者と協力して、避難所の運営を支援する。
- (4) 避難所使用場所の優先順位
 - ① 避難所はまず体育館を優先し、校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、音楽室、コンピュータ室への入室は、基本的には禁止する。
 - ② 避難場所や使用禁止場所を決定したら、校内への掲示等を行い、周知徹底を図る。

(2) 火 災

緊急対応



早期対応

- ①臨時職員会議にて今後の対応について確認・指示(関係諸機関との迅速な連絡)
- ②児童への指導

ア 児童が関係した場合の対応策

イ 臨時全校集会の実施

ウ 各学年・学級での指導

- ③ 関係諸機関への連絡(事実を詳細に、事故報告書の作成)
- ④ 保護者への対応(PTA役員会、臨時総会等で概況報告し協力要請)
- ⑤ マスコミへの対応(窓口の一本化、プライバシーの尊重)
- ⑥ 教科書・学用品の被災生徒への給与

長期対応

- ① 再発防止について万全を期す。(児童への指導、防火管理体制の強化等)
- ② 消防計画に基づく教職員の初期消火活動、救急活動の定期訓練実施
- ③ 迅速な事故処理対応マニュアルの自校化

(3) 台風・降雪

緊急対応

授業打ち切りの場合	臨時休業の場合
<ol style="list-style-type: none">① 授業打ち切りの決定(校長)② 臨時職員会議③ 児童への連絡④ 児童集団下校	<ol style="list-style-type: none">① 臨時休業の決定(校長)② 全職員に連絡③ 児童への連絡 - 自宅待機、その他指示・連絡

早期対応

- ① 教育委員会への連絡(校長)
 - 対応措置及び学校施設設備等の被害状況報告
- ② 児童の通学路の安全確認
- ③ 学校施設設備の安全点検
- ④ 被害状況の報告書作成・提出

長期対応

- ① 児童への指導
 - 悪天候時における安全な登下校について
- ② 保護者への協力要請

つくば市立小野川小学校タイムライン ～台風（大雨・強風による風水害）想定

タイムライン (目安時間)	気象庁・水戸地方気象台	茨城県・口県教育委員会 ▽市町村・▼市町村教育委員会	学校の対応	家庭
事前の備え	<p>○気象庁台風情報</p> <p>○気象庁台風情報</p>	<p>■茨城県・口県教育委員会</p> <p>▽市町村・▼市町村教育委員会</p> <p>○テレビ・インターネット等による気象に関する最新情報の確認(随時)</p> <p>○学校版マイタイムライン・ハザードマップの作成・確認(概要を保護者に通知する)</p> <p>○児童がマイタイムラインを作成する運達の実施</p> <p>○児童がマイタイムラインを制作する運達の実施</p> <p>○学校所在地や児童生徒居住地の災害リスクを把握</p> <p>※洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域にあるか否かを確認する。</p> <p>○学校周辺の危険な場所、自主的に避難等を判断することの確認、等</p> <p>●自宅周辺の危険な場所、自主的に避難等を判断することの確認、等</p> <p>○保護者への文書配付</p> <p>※土旦、梨祭日等の休業日は必ず可視性がある場合は、早めに対応をする。</p> <p>●対応の員通し(休日の判断等) ●注意喚起(川やため池、がけ等に近づかない等)</p> <p>●避難時の必要事項(避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品等)</p> <p>○学校施設内に風で飛ばされるようなものがないか点検する</p> <p>○教職員緊急連絡網、引き渡しカード、当該市町村防災担当部署連絡先の確認</p> <p>○避難所となった場合の教職員参集体制の確認と学校施設利用計画の確認</p>	<p>○ハザードマップの確認、マイタイムラインの作成</p> <p>○避難場所や避難ルートの確認</p> <p>○家庭間の連絡方法の確認</p> <p>○非常時持ち出し品の準備・確認</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>
72時間前 (3日前)	<p>○気象庁台風情報(以降、随時)</p> <p>警報級の可能性(5日前か)</p>	<p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議①</p> <p>▼学校対応連絡窓口開設(指導室)</p> <p>■災害情報連絡担当者会議(県)</p> <p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議②</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○保護者、児童への情報発信(メール・学校指導等)、防災対策への注意喚起</p> <p>○地域、関係機関との連絡・連携体制の確認</p> <p>○保護者への文書配付</p> <p>※土旦、梨祭日等の休業日は必ず可視性がある場合は、早めに対応をする。</p> <p>●対応の員通し(休日の判断等) ●注意喚起(川やため池、がけ等に近づかない等)</p> <p>●避難時の必要事項(避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品等)</p> <p>○自宅周辺の危険な場所、自主的に避難等を判断することの確認、等</p> <p>○学校施設内に風で飛ばされるようなものがないか点検する</p> <p>○教職員緊急連絡網、引き渡しカード、当該市町村防災担当部署連絡先の確認</p> <p>○避難所となった場合の教職員参集体制の確認と学校施設利用計画の確認</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>
48時間前 (2日前)	<p>○台風説明会(水戸地方気象台)</p> <p>強風注意報</p> <p>強風域入り</p>	<p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議③</p> <p>▼学校対応連絡窓口開設(指導室)</p> <p>■災害情報連絡担当者会議(県)</p> <p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議④</p>	<p>○市内における災害対応の方針確認(管理職)→教職員へ共通理解を図る</p> <p>→情報収集</p> <p>○校長(校長会、校長会、各学校)</p> <p>○市町村教育委員会、洞峰学園(東小、二の宮小、谷田部東中)との対応の検討・確認</p> <p>■各校等の準備をとり場合</p> <p>・前日午後3時から午前0時までの間に一斉メールで保護者に連絡する。</p> <p>■登校後に保護者に引き渡す場合</p> <p>・近隣学校と協働→一斉メールで保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>○保護者、児童への情報発信(メール・学校指導等)、防災対策への注意喚起</p> <p>※児童登校時における避難所開設の周知</p> <p>○児童保護者引き渡し開始</p> <p>○外部業者(給食等)対応の確認</p> <p>○避難所開設の支援(つくば市との協力体制の確立、必要物品準備等)</p> <p>※学校が指定避難所になっている場合は、原則市職員が対応する。</p> <p>○教育委員会へ災害対応を期限までに報告</p> <p>○保護者引き渡し等、学校対応完了報告→職員帰宅</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>
24時間前 (1日前)	<p>大雨・洪水注意</p>	<p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑤</p> <p>▼学校対応連絡窓口開設(指導室)</p> <p>■災害情報連絡担当者会議(県)</p> <p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑥</p>	<p>○市内における災害対応の方針確認(管理職)→教職員へ共通理解を図る</p> <p>→情報収集</p> <p>○校長(校長会、校長会、各学校)</p> <p>○市町村教育委員会、洞峰学園(東小、二の宮小、谷田部東中)との対応の検討・確認</p> <p>■各校等の準備をとり場合</p> <p>・前日午後3時から午前0時までの間に一斉メールで保護者に連絡する。</p> <p>■登校後に保護者に引き渡す場合</p> <p>・近隣学校と協働→一斉メールで保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>○保護者、児童への情報発信(メール・学校指導等)、防災対策への注意喚起</p> <p>※児童登校時における避難所開設の周知</p> <p>○児童保護者引き渡し開始</p> <p>○外部業者(給食等)対応の確認</p> <p>○避難所開設の支援(つくば市との協力体制の確立、必要物品準備等)</p> <p>※学校が指定避難所になっている場合は、原則市職員が対応する。</p> <p>○教育委員会へ災害対応を期限までに報告</p> <p>○保護者引き渡し等、学校対応完了報告→職員帰宅</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>
12時間前 (半日前)	<p>○隣接県での大雨特別警報</p> <p>大雨・洪水・暴風警報</p> <p>暴風域入り</p>	<p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑦</p> <p>▼学校対応連絡窓口開設(指導室)</p> <p>■災害情報連絡担当者会議(県)</p> <p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑧</p>	<p>○市内における災害対応の方針確認(管理職)→教職員へ共通理解を図る</p> <p>→情報収集</p> <p>○校長(校長会、校長会、各学校)</p> <p>○市町村教育委員会、洞峰学園(東小、二の宮小、谷田部東中)との対応の検討・確認</p> <p>■各校等の準備をとり場合</p> <p>・前日午後3時から午前0時までの間に一斉メールで保護者に連絡する。</p> <p>■登校後に保護者に引き渡す場合</p> <p>・近隣学校と協働→一斉メールで保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>○保護者、児童への情報発信(メール・学校指導等)、防災対策への注意喚起</p> <p>※児童登校時における避難所開設の周知</p> <p>○児童保護者引き渡し開始</p> <p>○外部業者(給食等)対応の確認</p> <p>○避難所開設の支援(つくば市との協力体制の確立、必要物品準備等)</p> <p>※学校が指定避難所になっている場合は、原則市職員が対応する。</p> <p>○教育委員会へ災害対応を期限までに報告</p> <p>○保護者引き渡し等、学校対応完了報告→職員帰宅</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>
6時間前	<p>記録的短時間大雨情報</p> <p>土砂災害警戒情報</p> <p>避難川等注意警戒情報</p> <p>大雨・暴風特別警報</p>	<p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑨</p> <p>▼学校対応連絡窓口開設(指導室)</p> <p>■災害情報連絡担当者会議(県)</p> <p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑩</p>	<p>○市内における災害対応の方針確認(管理職)→教職員へ共通理解を図る</p> <p>→情報収集</p> <p>○校長(校長会、校長会、各学校)</p> <p>○市町村教育委員会、洞峰学園(東小、二の宮小、谷田部東中)との対応の検討・確認</p> <p>■各校等の準備をとり場合</p> <p>・前日午後3時から午前0時までの間に一斉メールで保護者に連絡する。</p> <p>■登校後に保護者に引き渡す場合</p> <p>・近隣学校と協働→一斉メールで保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>○保護者、児童への情報発信(メール・学校指導等)、防災対策への注意喚起</p> <p>※児童登校時における避難所開設の周知</p> <p>○児童保護者引き渡し開始</p> <p>○外部業者(給食等)対応の確認</p> <p>○避難所開設の支援(つくば市との協力体制の確立、必要物品準備等)</p> <p>※学校が指定避難所になっている場合は、原則市職員が対応する。</p> <p>○教育委員会へ災害対応を期限までに報告</p> <p>○保護者引き渡し等、学校対応完了報告→職員帰宅</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>
0時間前	<p>台風最接近、上陸</p> <p>河川氾濫、土砂崩れ</p>	<p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑪</p> <p>▼学校対応連絡窓口開設(指導室)</p> <p>■災害情報連絡担当者会議(県)</p> <p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑫</p>	<p>○市内における災害対応の方針確認(管理職)→教職員へ共通理解を図る</p> <p>→情報収集</p> <p>○校長(校長会、校長会、各学校)</p> <p>○市町村教育委員会、洞峰学園(東小、二の宮小、谷田部東中)との対応の検討・確認</p> <p>■各校等の準備をとり場合</p> <p>・前日午後3時から午前0時までの間に一斉メールで保護者に連絡する。</p> <p>■登校後に保護者に引き渡す場合</p> <p>・近隣学校と協働→一斉メールで保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>○保護者、児童への情報発信(メール・学校指導等)、防災対策への注意喚起</p> <p>※児童登校時における避難所開設の周知</p> <p>○児童保護者引き渡し開始</p> <p>○外部業者(給食等)対応の確認</p> <p>○避難所開設の支援(つくば市との協力体制の確立、必要物品準備等)</p> <p>※学校が指定避難所になっている場合は、原則市職員が対応する。</p> <p>○教育委員会へ災害対応を期限までに報告</p> <p>○保護者引き渡し等、学校対応完了報告→職員帰宅</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>
6時間後	<p>警報の解除</p> <p>注意報の解除</p>	<p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑬</p> <p>▼学校対応連絡窓口開設(指導室)</p> <p>■災害情報連絡担当者会議(県)</p> <p>○県、近隣市町村、関係機関との対応協議⑭</p>	<p>○市内における災害対応の方針確認(管理職)→教職員へ共通理解を図る</p> <p>→情報収集</p> <p>○校長(校長会、校長会、各学校)</p> <p>○市町村教育委員会、洞峰学園(東小、二の宮小、谷田部東中)との対応の検討・確認</p> <p>■各校等の準備をとり場合</p> <p>・前日午後3時から午前0時までの間に一斉メールで保護者に連絡する。</p> <p>■登校後に保護者に引き渡す場合</p> <p>・近隣学校と協働→一斉メールで保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は保護者に引き渡さない場合もある。</p> <p>○保護者、児童への情報発信(メール・学校指導等)、防災対策への注意喚起</p> <p>※児童登校時における避難所開設の周知</p> <p>○児童保護者引き渡し開始</p> <p>○外部業者(給食等)対応の確認</p> <p>○避難所開設の支援(つくば市との協力体制の確立、必要物品準備等)</p> <p>※学校が指定避難所になっている場合は、原則市職員が対応する。</p> <p>○教育委員会へ災害対応を期限までに報告</p> <p>○保護者引き渡し等、学校対応完了報告→職員帰宅</p>	<p>○テレビ・インターネット等による気象情報の確認(以降、随時)</p> <p>○避難場所、避難ルート、連絡方法、非常用品の再確認</p> <p>○学校へ子どもを迎えに行く</p> <p>※河川氾濫、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない。</p> <p>○子どもへの声かけ(外出を控える、川に近づかない等)</p> <p>○携帯電話の充電</p> <p>○近くの川の水位を調べる</p> <p>○自宅近辺で浸水、土砂崩れ等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保(自宅又は避難所)</p> <p>○避難所までの移動に時間がかかる場合は、早めに避難する</p> <p>○支援を要する子どもがいる家庭は、早めに避難する</p>

※被害の手訓、発令については、目安通りにはならないことがあります。気象情報等の最新情報をもって判断・対応をお願いいたします。

(4) 雷雨・竜巻

緊急対応

雷雨により下校時の対応が必要な場合、学校生活中の竜巻発生のある場合

- ① 天候に関する情報の収集
- ② 管理職等で協議
- ③ 教室への連絡・避難、安全確認
 - 教室待機への連絡
 - 各教室で授業者または学級担任が指導
- ④ 保護者への引き渡し
 - 窓ガラスからできるだけ離れ、教室のロッカー付近に学習机を集めて、その下に避難する。
 - 竜巻通過後の安全を確保する。
 - 必要に応じて的確に判断し、避難指示と児童の安全確認を行う。
 - 緊急情報メール一斉送信の活用

早期対応

- ① つくば市教育委員会への連絡
 - * 対応措置及び学校施設・設備等への被害状況報告
- ② 児童の通学路の安全確保
- ③ 学校施設・設備の安全点検
- ④ 被害状況の報告書作成・提出

長期対応

- ① 児童への指導
 - * 悪天候時における安全な登下校について
- ② 保護者への協力要請(文書または一斉送信メール)

(5) 地震災害を想定したタイムライン

タイムライン	学校の対応		家庭・PTA・地域の対応
	児童生徒への対応	教職員の対応	
(1) 緊急地震速報の受信	<p>【児童生徒の在校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内放送、「身を守る」行動の指示 <p>〈放送の手順・役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要動が来る前に校内放送を実施（教頭・教務主任） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「身を守る」行動の実施 	<p>【児童生徒が家庭にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各家庭で緊急地震速報を受信した場合の「身を守る」行動を指示
(2) 地震発生時	<p>【児童生徒の在校時および登下校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 頭部保護（机の下、着帽、頭巾）、その場待機を指示 ○ 児童生徒が自らの「身を守る」行動を促す（大人が居ない場所、机がない場所でも実践できるように） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「身を守る」行動の実施 	<p>【児童生徒が家庭にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各家庭で「身を守る」行動がとれるよう訓練などで指示
(3) 安全の確保と状況・人員の確認	<p>【児童生徒の在校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の確認・報告 <p>【登下校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員による通学路の巡回・安否確認 ○ 保護者がいる場合：自宅待機 ○ 保護者がいない場合：学校待機 ○ バス等利用児童生徒には運転手等より指示 <p>〈通学路の安全確認の手順・役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区担当者による通学路の安全確認 ○ バス等の運行状況の確認（教頭・生徒指導主事） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次災害（火災等）の防止 <p>【勤務時間内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の配置状況、出張者など（帰還の可否）の確認 <p>【勤務時間外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震度6弱以上：全員参集 ○ ※職員が全員参集できない場合 ○ PTA及び地域住民に協力を依頼 <p>〈参集などの連絡手順・役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内放送による連絡（教頭） ○ 緊急メールの発信（教頭・教務主任） ○ 緊急連絡網の活用（教頭） 	<p>【登下校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路の巡回・安否確認の協力 <p>【勤務時間外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の活動の支援体制の確認 <p>〈保護者との支援体制〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き渡しの実施 ○ 保護者による巡回及び安否確認の実施
(4) 2次避難の決定と指示	<p>【児童生徒の在校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所及び経路の安全確認 ○ 全校避難指示（放送・ハンドマイク） <p>〈伝達の手順・役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担任及び教科担当者による避難指示と誘導 ○ 校内放送による避難指示 	<p>【児童生徒の在校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2次避難の必要性判断 <p>〈2次避難の判断手順・担当〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長・教頭・教務主任・保健主事等による状況判断 ○ 校内放送の実施（教頭・教務主任） 	
(5) 2次避難	<p>【児童生徒の在校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指示／頭部保護、オカシモ（押さない・駆けない・しゃべらない・もどらない） ○ 教職員が連携し誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の配置場所などの確認 ○ 教護、負傷者搬送、残留者確認 ○ ※状況によってテント設置 	
(6) 在籍児童生徒の安否確認	<p>【児童生徒の在校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人員確認（在籍数、欠席数、登校数、避難数） 一報告・集計 <p>【登下校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既帰宅児童生徒の確認 <p>〈人員確認の手順・役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍時＝担任による人員確認 ・ 登下校時＝地区担当者による児童生徒の安否確認 ・ 在籍していない時＝電話及び家庭訪問による安否確認（担任） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各クラス単位で児童生徒の安否確認 <p>〈人員確認結果集計などの手順・役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担任等からの報告をもとに人員確認結果集計（教頭） ○ 全職員による情報の共有 	<p>【登下校時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登下校時に地震が発生した場合の対応についての共通認識 <p>〈保護者との共通理解しておく事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の対応 ○ 震度5弱以上の地震の場合は引き渡しの実施
(7) 児童生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団行動の維持 ○ 負傷者などへの対応（救急車等、応急機関への連絡） ○ 身体の保護、不安への対処（特別な配慮を要する児童生徒への対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教護施設の対応 	
(8) 被害状況等の把握		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・設備、通学路等の点検 ○ ※児童生徒の避難継続や避難所開設の判断のため、外観上の安全確認 ○ 避難者などの状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路などの状況把握、学校との共有 ○ 避難者など対応を支援
以降、災害発生後の対応			

(6) 積乱雲による竜巻や突風などの災害を想定したタイムライン

タイムライン	学校の対応		家庭・PTA・地域の対応
	児童生徒への対応	教職員の対応	
(1) 平常時		<ul style="list-style-type: none"> ○一日の天気の状態などを天気予報などで把握 ○行政による防災情報サービスからの情報を受信 ※※気象情報で雷や突風の発生について注意喚起がなされている場合や、「竜巻注意情報」が発令されている場合は注意状態に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○一日の天気の状態などを天気予報などで把握 ○行政による防災情報サービスからの情報を受信
		<ul style="list-style-type: none"> 〈気象情報の受信などの役割分担〉 ○日常の気象状況の把握(教頭、教務主任、事務担当) ・茨城県防災情報メール ・つくば市災害・防災メールサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 〈保護者との協力・連絡体制〉 ○気象情報受信方法の共通理解 ○日常の気象状況把握方法の把握 ・茨城県防災情報メール ・つくば市災害・防災メールサービス
(2) 注意状態		<ul style="list-style-type: none"> ○より詳細な雲の動きなどを監視 ※雨雲の移動状況から雷・竜巻の発生の危険を確認したら警戒状態に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○より詳細な雲の動きなどを監視
		<ul style="list-style-type: none"> 〈気象情報の受信などの役割分担〉 ○高解像度降水ナウキャスト情報での雨雲の移動状況の情報収集、予想される動きの監視(教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 〈保護者との協力・連絡体制〉 ○より詳細な気象情報の把握についての共通理解 ・高解像度降水ナウキャスト情報での雨雲の移動状況の情報収集、予想される動きの監視 ○登下校方法の検討 ・登校前…自宅待機、下校前…引き渡しに向けて準備
(3) 警戒状態	<ul style="list-style-type: none"> 【登下校前】 ○登下校を見合わせ、自宅もしくは学校で待機 【児童生徒の在校時】 ○校庭・体育館での授業・部活動などを中止 ○校舎内に待避(校舎内での通常の活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ○雨雲の動きの上流側となる方角を監視 ○緊急時避難の連絡体制を確認 【登下校前】 ○登下校の見合わせを緊急メールなどで保護者に通知 【児童生徒の在校時】 ○校舎内の避難に備える ※目視等で竜巻来襲の兆しを確認した場合、退避に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒時の学校の対応についての共通認識 【登下校前・児童生徒の在校時】 ○学校のからの連絡を確認 ○不要の外出、児童生徒の送迎は控える 【児童生徒が家庭にいる場合】 ○各家庭での避難行動に備える
	<ul style="list-style-type: none"> 〈登下校見合わせの判断手順、連絡体制〉 ○登下校見合わせの判断(校長→教頭→教務→担任) ○緊急メール情報配信システムでの保護者通知(教務) ・登校前…概ね午前6時半までに登校見合わせの通知 ・下校前…通常下校または引き渡しの通知 ○在校時…竜巻来襲時の避難方法の事前指導(担任) 	<ul style="list-style-type: none"> 〈天候の監視体制などの役割分担〉 ○高解像度降水ナウキャスト情報での雨雲の移動状況の情報収集、予想される動きの監視(教頭) ○退避の検討(校長→教頭→教務→担任) 	<ul style="list-style-type: none"> 〈保護者との支援体制〉 ○危険な積乱雲の接近を想定した、登下校に関する対応、学校での対応についての認識の共有 ・登校前、登校時、在校時、下校前
(4) 退避	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○校舎内の竜巻避難場所もしくは手近な安全な場所に誘導 〈避難場所・避難手順の確認〉 ・時間の余裕がある場合 ・防災頭巾着用の指示、避難場所への誘導。(担任) ○時間の余裕がない場合 ・その場に伏せる、物陰に隠れる、飛散物から身を守る ※ていりものに伏せる、物陰に隠れる、飛散物から身を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎内の竜巻避難場所もしくは手近な安全な場所に誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒が家庭にいる場合】 ○各家庭の避難場所に避難 〈家庭内での安全体制の確認〉 ○時間の余裕がある場合 ・「強固な壁面に盾に」「壁面に窓ガラスがない」「できるだけ1階」に避難 ○時間の余裕がない場合 ※ていりものに伏せる、物陰に隠れる、飛散物から身を守る
(5) 竜巻等来襲時	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所で姿勢を低くし身を守る行動をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所で姿勢を低くし身を守る行動をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所で姿勢を低くし身を守る行動をとる
(6) 安全の確認と状況・人員の確認	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○負傷者の確認・報告 ○保護者への緊急連絡 〈安全確認の手順、状況集約などの役割分担〉 ○在校時…人数確認(担任) ○登下校時…児童生徒の安否確認(地区担当教職員) ○在校していないとき…電話及び家庭訪問による安否確認(担任) 	<ul style="list-style-type: none"> ○二次災害(飛散物等によるケガ等)の防止 【勤務時間内】 ○職員の配置状況、出張者など(帰還の可否)の確認 【勤務時間外】 ○学区内で竜巻などの発生が想定される場合、全員参集 ※職員が全員参集できない場合 ○PTA及び地域住民に協力を依頼 〈人員確認結果集約などの手順・役割分担〉 ○人数確認(担任) ○人数確認結果集約(担任→教頭→校長) ○情報の共有(全教職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 【勤務時間外】 ○教職員の活動の支援体制の確認 〈保護者と共通理解しておく事項〉 ○通学路で退避をしている児童生徒についての対応 ・保護者が家庭にいる場合…自宅待機 ・保護者が家庭にいない場合…学校に連れ戻し学校待機 ○通学路の巡回、学校への連れ戻し(地区・学年PTA)
(7) 2次避難の決定と指示	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○避難場所及び経路の安全確認 ○全校避難指示(放送・ハンドマイク) 	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○2次避難の必要性判断 	
(8) 2次避難	<ul style="list-style-type: none"> ○指示/頭部保護、オカシモ(押さない・駆けない・しゃべらないもどらない) ○教職員が連携し誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の配置場所などの確認 ○救護、負傷者搬送、残留者確認 ※状況によってテント設置 	
(9) 児童生徒の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○人員確認(在籍数、欠席数、登校数、避難数) 一報告・集計 	<ul style="list-style-type: none"> ○各クラス単位で児童生徒の安否確認 	
(10) 生徒児童の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○集団行動の維持 ○負傷者などへの対応(救急車等、応急機関への連絡) ○身体の保護、不安への対処(特別な配慮を要する児童生徒への対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設の対応 	
(11) 被害状況等の把握		<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備、通学路等の点検 ※児童生徒の避難継続や避難所開設の判断のため、外観上の安全確認 ○避難者などの状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路などの状況把握、学校との共有 ○避難者など対応を支援
以降、災害発生後の対応			

(7) 災害発生後の対応のタイムライン

タイムライン	学校の対応		家庭・PTA・地域の対応
	児童生徒への対応	教職員の対応	
(1) 教育委員会への報告①		<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安否、教職員の安否・参集状況 ○施設の破損、電気・水道の状況等 ○避難者の状況等 	
		<ul style="list-style-type: none"> 〈情報集約手順・整理方法、連絡担当者などの役割分担〉 ○生徒の状況・対応の状況（担任・学年主任→教頭） ○施設・設備の被害状況（学年主任・教務→教頭） ○参集の状況・避難者の状況（生指主→教頭） ○委員会への報告（教頭）不在時教務 	
(2) 安全対応		<ul style="list-style-type: none"> ○危険個所の把握と校内・通学路の立ち入り禁止箇所の指示 ○下校方法（集団下校、個別引き渡し）の決定と保護者連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険個所対応の支援 ○下校方法の決定支援
		<ul style="list-style-type: none"> 〈緊急時点検の役割分担・点検ポイント〉 ○校舎・施設・設備（担任・学年主任→教頭） ○通学路（生指主・担外→教頭） ○保護者や地域からの情報→教頭 〈下校方法の判断、連絡担当者〉 ○保護者引き渡し（緊急メール→生指主・緊急連絡網→担任） ○集団下校→全職員 	<ul style="list-style-type: none"> 〈保護者との支援体制〉 ○緊急メールや緊急連絡網で保護者に連絡→引き渡しの協力依頼 ○地域住民（谷東応援隊等）への協力依頼
(3) 災害情報の収集		<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報（被害概況）の収集（解説3.1） 報道機関等から ○災害因（地震など）の規模や今後の見通し、被害の概要 地域・関係機関から 学区内の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○学区内の被害状況の把握、学校との共有
		<ul style="list-style-type: none"> 〈情報集約などの役割分担〉 ○テレビ・ラジオ・net等→教務 ○地域・関係機関→教頭 〈連絡体制〉 ○保護者→担任・学年主任 ○地域・関係機関→教頭 	<ul style="list-style-type: none"> 〈保護者との情報共有の体制〉 ○緊急メールや緊急連絡網で情報提供の呼びかけ→生指主・担任→教務 ○地域住民からの情報提供→教頭
(4) 保護者への引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○震度5弱以上の地震発生時および学区内に竜巻などが発生した場合は、被害の有無にかかわらず自動引き渡し（事前に周知） ○保護者が迎えの来られない児童生徒の預かり ○保護者には、連絡があるまで自宅待機（休校）を指示 	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○自動引き渡しについて、電話連絡網もしくは緊急メールシステムを用いて連絡 ※引き渡す場合の連絡方法、及び連絡とれない場合の対処について、保護者との共通理解、引き渡し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動引き渡しとなる事象および引き渡し時のルールなどについての共通理解 ○通信途絶時に保護者会などの連絡ツールを活用する等の支援
	<ul style="list-style-type: none"> 〈引き渡しの手順・役割分担〉 ○避難誘導・人員確認→避難訓練時と同様 ○保護者への引き渡し→担任・学年職員 ○一次預かり→保護者以外への引き渡し→担任・学年職員 	<ul style="list-style-type: none"> 〈保護者への連絡方法、担当〉 ○緊急メール→生徒指導主事 ○緊急連絡網→担任 ○連絡が取れない場合の対応→担外 	<ul style="list-style-type: none"> 〈保護者会などの情報連絡手段の整理〉 ○震度5弱以上の地震発生時及び学区内に竜巻が発生した場合は、被害の有無にかかわらず自動引き渡し ○通信途絶の場合→茨城県防災情報メール及びつくば市災害・防災メールサービスの活用
(5) 欠席者および児童生徒が在籍していない場合の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 【児童生徒の在校時】 ○当日欠席者家庭への連絡、安否確認 【児童生徒が在籍していない場合】 ○児童生徒の安否確認（震度5弱以上発生時、学区内で竜巻などの発生が想定される場合） 〈欠席者の安否確認方法、担当〉 ○電話連絡→担任（通信途絶→基本的に家庭訪問） ○児童生徒が在籍していない場合の安否確認方法、担当 ○電話連絡→担任（通信途絶→基本的に家庭訪問） 	<ul style="list-style-type: none"> ○各クラス単位で児童生徒の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○欠席児童生徒の家庭、休日などに遠方にいる場合の自発的な連絡などについての共通認識
		<ul style="list-style-type: none"> 〈各クラスの安否確認作業の支援体制〉 ○安否確認→担任（学年主任、担外） 	
(6) 教育委員会への報告②		<ul style="list-style-type: none"> ○学区の被害状況等 【児童生徒の在校時】 ○下校方法、下校後の確認状況、引き渡しの状況等 	
		<ul style="list-style-type: none"> 〈報告事項の整理・役割分担〉 ○施設・設備の被害状況統括→教頭 ○生徒の安否状況→教頭 ○学区の通学路等の被害状況→教頭 ○下校方法・引き渡しの状況→教頭 	
(7) 教育委員との調整	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休校措置、登校の時間・方法等 〈休校の判断と情報伝達の流れ〉 ○学校施設・学区内の被害状況の再確認を行い、学校再開までの日程等を調整する→教頭→教育委員会 ○通常の登校が困難な場合→地域住民、保護者に協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家による施設・設備の安全点検の実施計画等 〈連絡すべき専門家について、分野、連絡先の整理〉 ○専門家の派遣等については一括して教育委員会に依頼 	
(8) 保護者連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○翌日以降の措置の連絡（登校時間、臨時休業等） ○学校の状況の周知 		
(9) 安否確認②	<ul style="list-style-type: none"> ○休校が長期化した場合は、在籍児童生徒の所在と状況の確認 ○児童生徒宅および家族などの被害状況の確認 〈安否確認方法、担当〉 ○電話連絡→担任（通信途絶→基本的に家庭訪問） ○安否確認→担任（学年主任、担外） 		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者間の連絡体制の確立 ○避難先などの共有
(10) 学校再開→教育委員会への報告③		<ul style="list-style-type: none"> ○登下校時の安全確保（危険個所の見守り等） ○児童生徒宅および家族の被害状況の確認 ○児童生徒の心のケア 	

学校再開に向けた活動

(8) 弾道ミサイル飛来時

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとる。

【屋外にいる場合】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合

○ミサイルが着弾した場合に取るべき行動

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

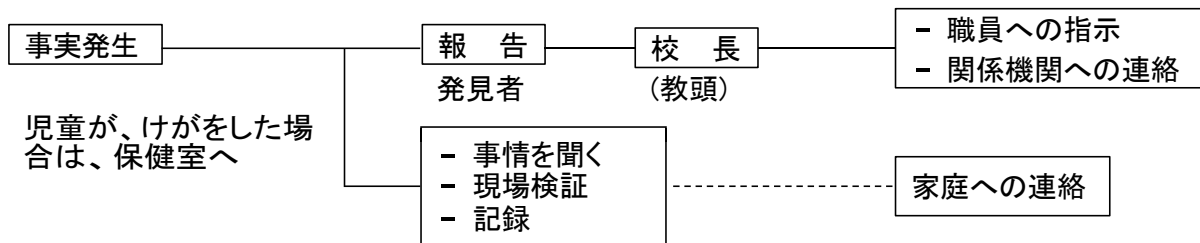
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ - ラジオ - インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

II 学校事故

1 施設設備に関すること

(1) 器物破損

緊急対応



早期対応

《故意》

- ① 児童への指導
 - ア 理由を明確にする
 - イ 再発防止の指導
- ② 家庭への指導
 - ア 家庭への連絡
(事実の報告)
 - イ 家庭への指導要請
 - ウ 場合によっては弁償してもらう。

《過失》

- ① 児童への指導
 - ア 行動を反省させるとともに、同じ過ちを繰り返さない指導をする。
 - イ 再発防止の指導
- ② 家庭への指導
 - ア 家庭への連絡
(事実の報告)
 - イ 家庭での指導要請

《不明》

- ① 事実の把握・記録
 - ア 情報の収集
 - イ 現場写真撮影
 - ウ 事実の記録
- ② 児童への指導
 - ア 事実を知らせ、情報提供の指導
 - イ 再発防止の指導

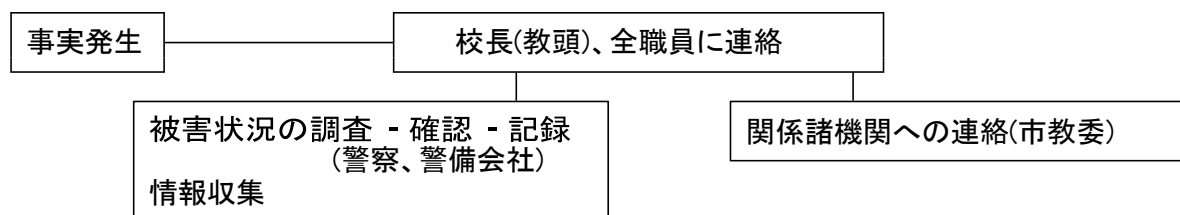
- ③ 全職員への報告 ———— 今後の対応について共通理解
- ④ PTAへの対応 ———— 必要に応じて協力を要請する。(役員会 ・ 臨時総会)
- ⑤ マスコミへの対応 ———— 窓口の一本化・プライバシーの尊重

長期対応

- ① 再発防止のため、生徒指導の充実を図る。
 - ・校内研修による指導力の向上
 - ・学級活動 ・ 道徳での指導(物を大切にする心、楽しい学校生活)
- ② 施設設備の定期点検・即修繕・記録
- ③ 家庭・PTA関係機関との連携

(2) 盗難・不法侵入

緊急対応



早期対応

《内部》

- ① 指導上の共通理解を図る
- ② 児童への指導
 - ア 問題を起こした児童から事情を聞き、指導する。
 - イ 関係した児童への指導
 - ウ 各学級での指導
(事実を伝え、学校に黙って入ることは泥棒と同じだということをしっかり認識させる)
- ③ 保護者への協力依頼
 - ア 児童から確認した事実を伝え、保護者の協力をお願いする。
 - イ 被害がある場合は、保護者との協議の上対処する。
- ④ 関係諸機関への報告
- ⑤ PTAへの対応

《外部》

- ① 盗難、不法侵入防止の共通理解を図る。
 - ア 不備な箇所の点検・改善
 - イ 備品等の整理整頓
- ② 児童への指導
 - ア 事実を知らせ、自分たちでできることを考えさせる。

(下の④へ)

《不明》

- ① 盗難 - 不法侵入防止の共通理解を図る。
 - ア 不備な箇所の点検・改善
 - イ 備品等の整理整頓
- ② 児童への指導
 - ア 事実を知らせ、自分たちでできることを考えさせる。

(下の④へ)

ア 役員会を開く ————— 必要に応じて協力を要請する。

イ 事実確認したことを伝える ————— 必要に応じて臨時の総会開催

- ⑥ マスコミへの対応

ア マスコミ担当の係を作る

イ 関係児童のプライバシーが漏れる場合があるので、統一した対応の仕方をする。

ウ 各自の私見は述べない。

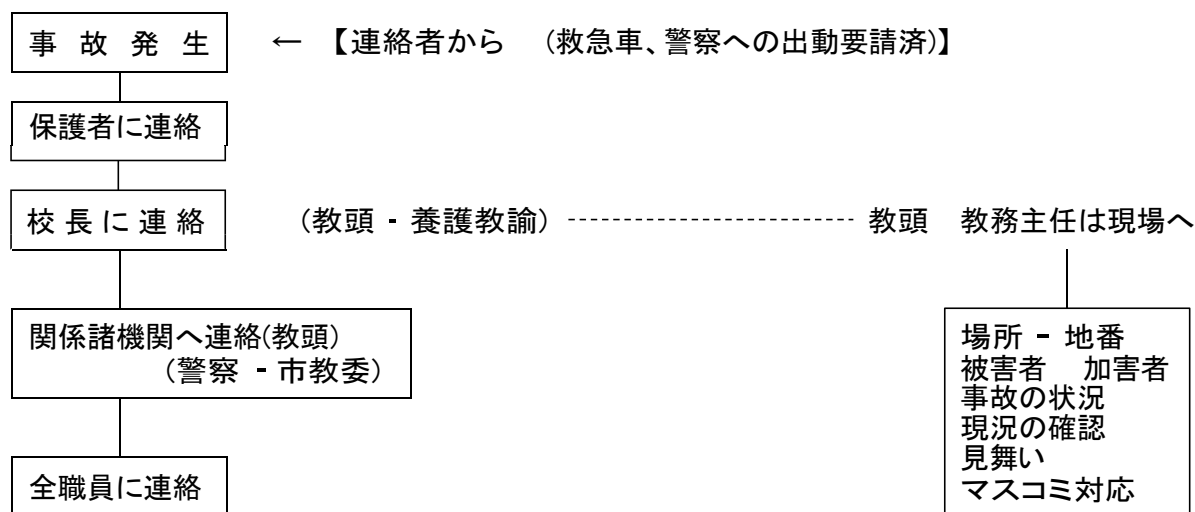
長期対応

- ① 再発の防止 ——— 学級活動・道徳の時間などで社会のルールについて十分指導する。
- ② 施錠の確認
- ③ 関係諸機関との連携

2 児童に関すること

(1) 交通事故（登下校時）

緊急対応



早期対応

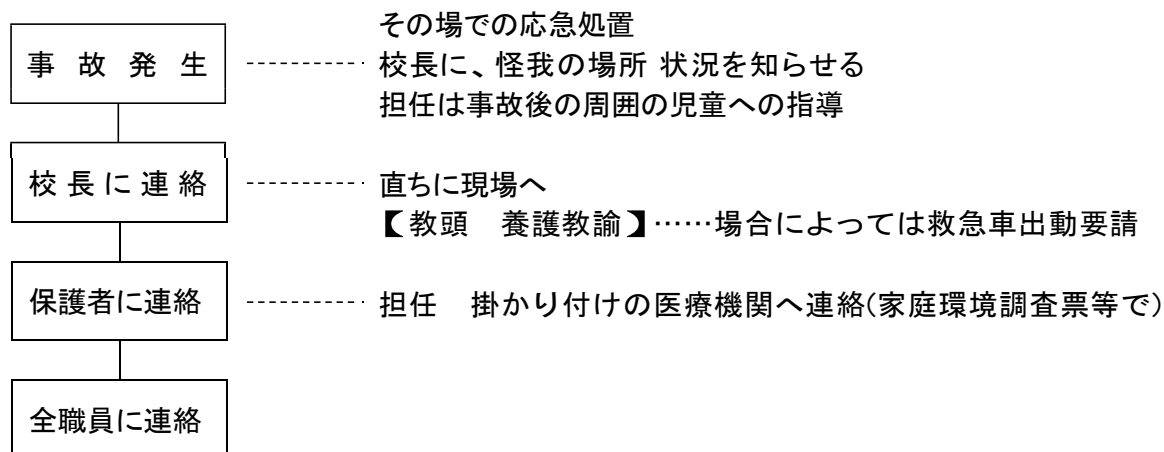
- ① 児童への指導
 - ア 交通安全について
 - イ 安全な登下校の確認
- ② 保護者への対応
 - ア 被害者訪問 見舞い
 - イ PTAへの対応 役員会 協力の要請
- ③ 関係諸機関への対応(市教委・警察)
 - ア 事故報告書の提出
- ④ マスコミへの対応 ----- 窓口一本化
 - ア プライバシーの尊重

長期対応

- ① 再発防止の指導強化
- ② 事故児童への対応 見舞いをよくして、学校の様子・学習内容等を伝え指導する。
- ③ 保護者への対応 連絡を怠らない。日本スポーツ振興センター災害給付金の手続き
- ④ 関係機関との連携 教育委員会 PTA 警察

(2) 怪 我

緊急対応



早期対応

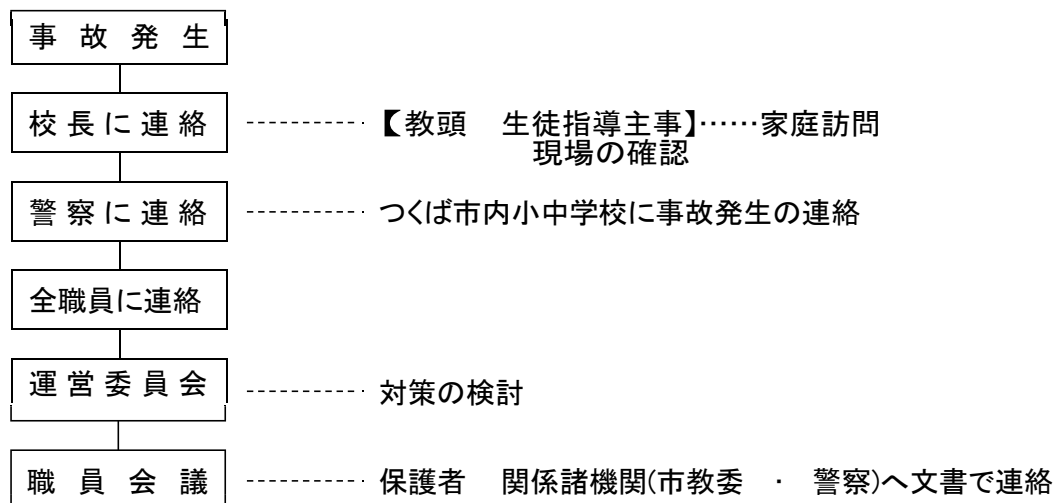
- ① 児童への指導
 - ア 病院 自宅への訪問 見舞い
 - イ 関係児童に話を聞く
 - ウ 事故発生原因究明 事後処置などを検討し事故の未然防止への指導
 - エ 学級での指導を強力にする
- ② 保護者への対応
 - ア 傷病者の保護者には誠意を尽くして対応する。
 - イ 事故状況を詳しく説明する
 - ウ 日本スポーツ振興センターへの事務手続き
損害賠償 慰謝料が問題になったときは教育委員会と緊密に連絡をとって
- ③ 関係諸機関への対応(市教委)
 - ア 事故報告書の提出

長期対応

- ① 再発防止の指導
 - ア 潜在危険個所の点検 指導 除去
 - イ 日常の安全指導の充実
 - ウ 安全点検で危険の発見 除去
 - エ 保護者 - 地域との連携

(3) 変質者

緊急対応



早期対応

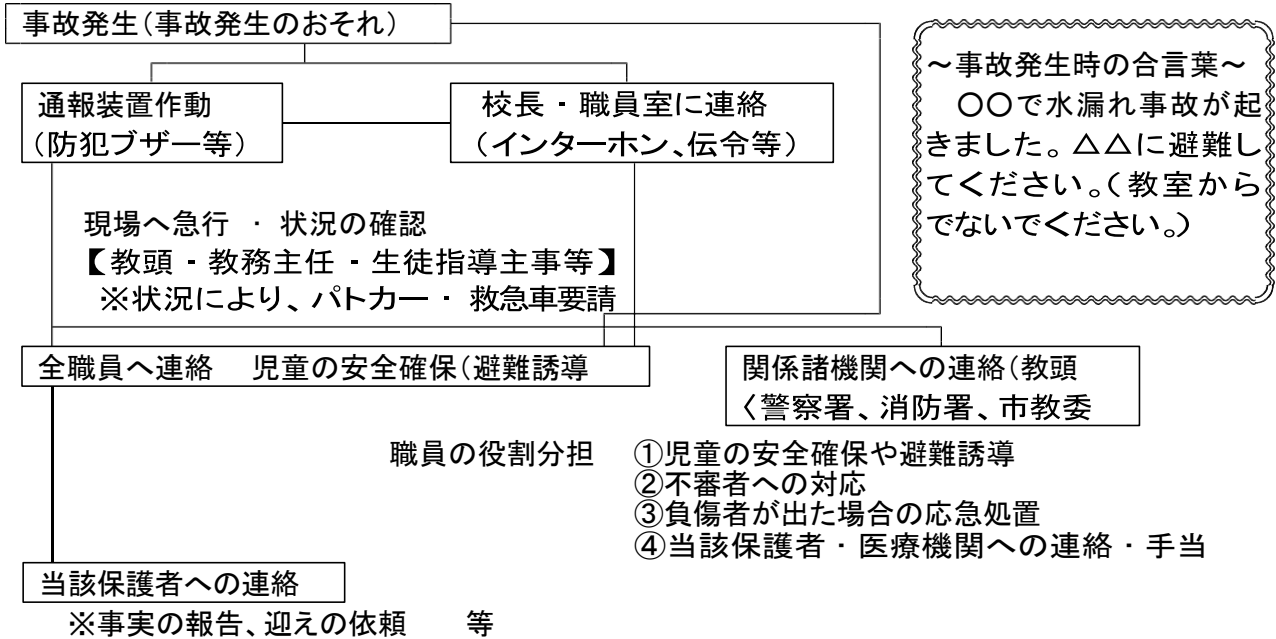
- ① 児童への指導
 - ア プライバシーの保護
 - イ 担任は被害にあった児童の様子に注意し、保護者と連絡を取りながら援助する。
場合によっては専門家のカウンセリングを勧める。
 - ウ 児童の実態にあわせて指導
(一人で帰らない、痴漢にあったときの対応等)
- ② 保護者への対応
 - ア 実態を知らせ、協力を要請する。
 - イ PTA役員会にてプライバシーの保護、校外パトロール等協力の要請
- ③ 関係諸機関への対応
 - ア 警察、市教委への報告
- ④ マスコミへの対応……窓口の一本化
 - ア プライバシーの尊重
- ⑤ その他
 - ア 職員の巡視

長期対応

- ① 再発防止 学級活動、道徳等で十分指導 命の尊さ、生きる意義
保護者への啓発
- ② 関係諸機関との連携 教育委員会 警察 PTA

緊急対応

(4) 不審者の校内侵入時対策



早期対応

- ① 臨時職員会議
 - ア 事実(事故状況)の報告と今後の対応についての共通理解
 - イ 再発防止・未然防止策の再確認
- ② 児童への指導
 - ア 事実(事故状況)の報告
 - イ 緊急時の対応について(安全第一、避難路の確認等)
 - ウ 安全な登下校の確認
- ③ 保護者PTAへの対応(役員会、臨時総会)
 - ア 事実(事故状況)の報告
 - イ 今後の対応や再発防止・未然防止策の再確認
 - ウ 必要に応じて協力要請
- ④ 関係諸機関との連携
 - ア 市教委等と十分に連絡を取り合い、指示を受ける。
 - イ 事故報告書の提出
- ⑤ マスコミへの対応
 - ア 対応窓口の一本化
 - イ プライバシーの配慮

長期対応

- ① 再発防止・未然防止策について万全を期す。(安全点検・安全管理体制の強化等)
- ② 児童への指導(安全な登下校、110番の家の利用等)
- ③ PTA・地域との連携
- ④ 関係諸機関との連携(警察、市教委等)

未然防止

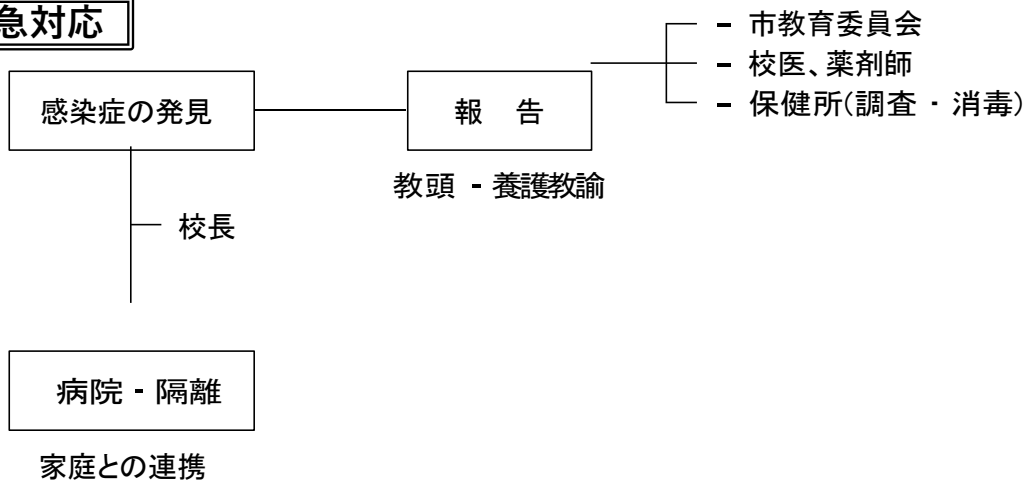
- ① 登校後、不要な門は閉めておく。
- ② 来校者には玄関にて受付名簿に氏名・用件を記載してもらう。
- ③ 校内に用事がある場合は名札を着用してもらう。
- ④ 休み時間・昼休みには看護当番が巡視を行う。
- ⑤ 校内巡視を励行する。
- ⑥ 児童下校後、職員玄関施錠する。
- ⑦ 西校舎1階は窓を開けない。

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

段 階	具体的な方策
A 校門	登下校時の立哨、登下校時以外の施錠、来訪者向け案内
B 校門から校舎へ	防犯カメラ、来訪者の校舎の入口や受付への案内、死角の排除
C 校舎への入り口	入口や受付の指定 ・ 明示、受付での来訪者名簿への記入、名札の着用

(5) 感 染 症

緊急対応



早期対応

- ① 児童への指導
 - ア 健康診断等による健康状態の把握
 - イ 保健指導の徹底
 - ウ 当該児童のプライバシーの保護
- ② 保護者への対応
 - ア 事実の報告と今後の対応の報告
 - イ 健康状態の把握、報告
 - ウ 保健指導の連携
- ③ 関係諸機関への対応
 - ア 感染経路の特定と二次感染の防止(保健所)
 - イ 保健指導の指示(校医、薬剤師)
 - ウ PTAの協力依頼

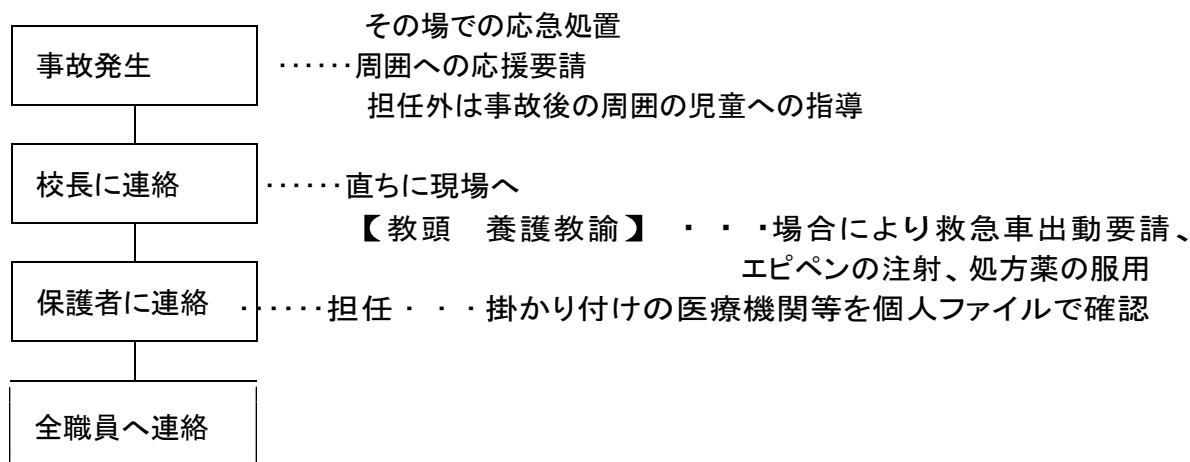
長期対応

- ① 再発防止
 - ア 保健指導の徹底
 - イ 学校環境衛生の点検と改善
 - ウ 関係機関 - 家庭との連携
- ② 学校保健委員会の開催

(6) 食物アレルギー

※次ページの食物アレルギー対応マニュアルに沿って対応する

緊急対応



早期対応

- ① 児童への対応
 - ア 病院自宅への訪問見舞い
 - イ 事故発生原因究明 事後処置も含め検討し、再発防止に繋げる
- ② 保護者への対応
 - ア 誠意を尽くして対応する
 - イ 事故状況を詳しく説明する
 - ウ 再発防止のための面談の実施
- ③ 関係諸機関への対応(健康教育課)
 - ア 事故報告

長期対応

- ① 未然防止のための取り組み
 - ア 個別面談の実施
 - イ アレルギー検討会議の実施
 - ウ 全職員での共通理解
 - エ 保護者、健康教育課、その他関係機関との連携
 - オ 個別指導
 - カ 必要に応じ、クラスや学年での全体指導
 - キ 給食時の確認
 - ク 調理実習、校外学習時における配慮事項の確認
 - ケ 緊急時対応に備えた職員研修の実施
- ② 再発防止のための取り組み
 - ①と同様に対応する

アナフィラキシー事故発生時の緊急体制

<異常を示す症状>

じんましん・かゆみ・目の充血
咳・呼吸困難・吐き気・嘔吐・腹痛
血圧低下・頻脈・意識障害・意識消失

異変に気づく

<初期対応>

・アレルギーを含む食品を誤って摂取
→口から出し、口をすすぐ
・歩かせない・一人にしない

大声で応援を呼ぶ：近くの生徒に養護教諭や他の職員を呼ぶように伝える

周囲の安全確認！

基本的に動かさないこと。動くことで症状が悪化するため。

あり

反応があるか？

なし

必ず複数の職員で対応すること!!

①状態の把握

意識状態・呼吸・心拍等の把握
症状・経過の把握・基礎情報の把握

②保護者・主治医へ連絡

携帯で電話はつなげたまま指示をもらう

③119番通報（下記赤字枠の内容）

④応急処置

- ・内服薬等緊急処方薬の使用
- ・本人にエピペンを打つように促す
- ・本人が打てない

→保護者
救急救命士
教職員 の優先順位

(★の手順で)

①アドレナリン自己注射薬の注射

(商品名：エピペン) ★の手順で

②119番通報（下記赤字枠の内容）

③一次救命処置

気道確保
胸骨圧迫
人工呼吸
AEDの実施

④保護者・主治医への連絡

児童対応、救急車の
誘導、など分担する

救急隊へ引き渡す

搬送先・アドレナリン自己注射薬（エピペン）使用有無の報告・注射容器

★ 教職員がアドレナリン自己注射薬（エピペン）を使用する手順

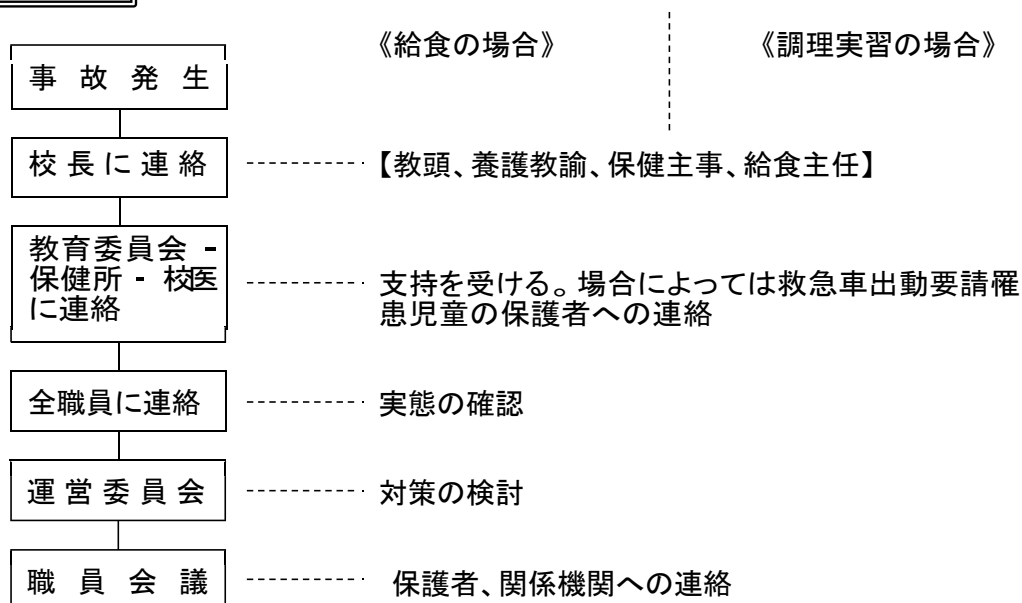
- ①本人に「自分では打てない」ことを確認する。呼吸困難や嘔吐等呼吸器や消化器症状が出現していることを確認する。（症状が二つ以上で接種のタイミング）
- ②主治医または保護者と連絡が付き、状況を報告して職員が打つことを指示された場合は打つ。

■ 119番通報時に連絡する事柄

- ①アナフィラキシー発作であること。
- ②アドレナリン自己注射薬を処方されている児童であること。
- ③救急救命士の同乗を依頼すること。

(7) 食中毒

緊急対応



早期対応

- ① 児童への対応
 - ア 被害状況の把握……欠席状況の把握、欠席理由の把握等
 - 病院にて状況の把握
 - 家庭にて状況の把握
- ② 保護者への対応

ア <児童入院中> <ul style="list-style-type: none"> - 病院の確認と連絡 	<児童自宅療養中> <ul style="list-style-type: none"> - 病状の確認と連絡 	<かからない児童> <ul style="list-style-type: none"> ・体調を聞く ・注意事項を伝える
--	--	---

 - イ PTA役員会に概況報告・協力要請
- ③ 関係機関への対応(教育委員会・校医・薬剤師・保健所等)
 - ア 事故報告書の提出
 - イ 事故原因・発生原因の究明
- ④ マスコミへの対応
 - ア プライバシーの尊重

長期対応

- ① 再発防止
 - 手洗い・うがい等の徹底指導、保護者への啓発
- ② 関係諸機関との連携・学校保健委員会での確認

(8) 給食の異物混入

緊急対応

《危険な異物の場合》
金属やガラス類など、
生命に影響を及ぼすと
判断される異物の混入

事故発生

《非危険物の場合》
毛髪や虫、食材の包装材料
の切れ端など、生命の影響度
の少ない異物の混入

給食主任

校長に連絡

----- 【教頭、養護教諭、保健主事、給食主任】
- 場合によっては救急車出動要請。児童の保護者への連絡。
- 対策の検討…当該学級または学校全体の給食の即時停止

市教委へ連絡

全職員に連絡

----- 実態の確認

職員会議

----- 保護者、関係機関への連絡

早期対応

① 児童への対応

ア 被害状況の把握

- 異物を飲食した児童の有無とその児童の体調確認
- 当該児童並びにその児童のグループからも異物混入の状況について聴取

※異物並びにその学級全部の給食の保全

② 保護者への対応

ア 当該児童

- 異物を飲食した場合は体調の確認
- 状況の説明と謝罪

イ 異物の状況によってはPTA役員会に概況報告・協力要請

③ 関係機関への対応(市委員)

ア 事故報告書の提出

イ 事故原因・発生原因の究明

④ マスコミへの対応

ア プライバシーの尊重

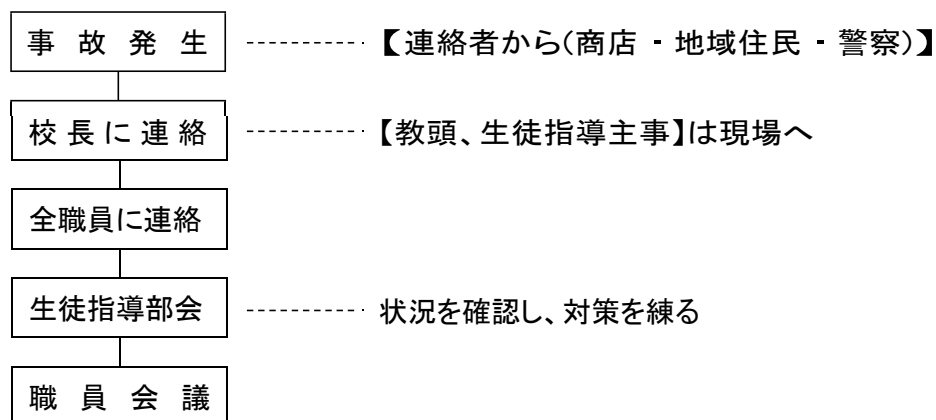
長期対応

① 再発防止

- ・学校給食センター等と連携し、給食センターから学校までの調理・保管・配食過程において、十分点検しながら防止に努める。
- ・各教室で使用する画鋏やホッチキスの針などを整理整頓する。
- ・針などの危険物が学校給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて児童に指導する。

(9) その他 (万引き・盗み・薬物等)

緊急対応



早期対応

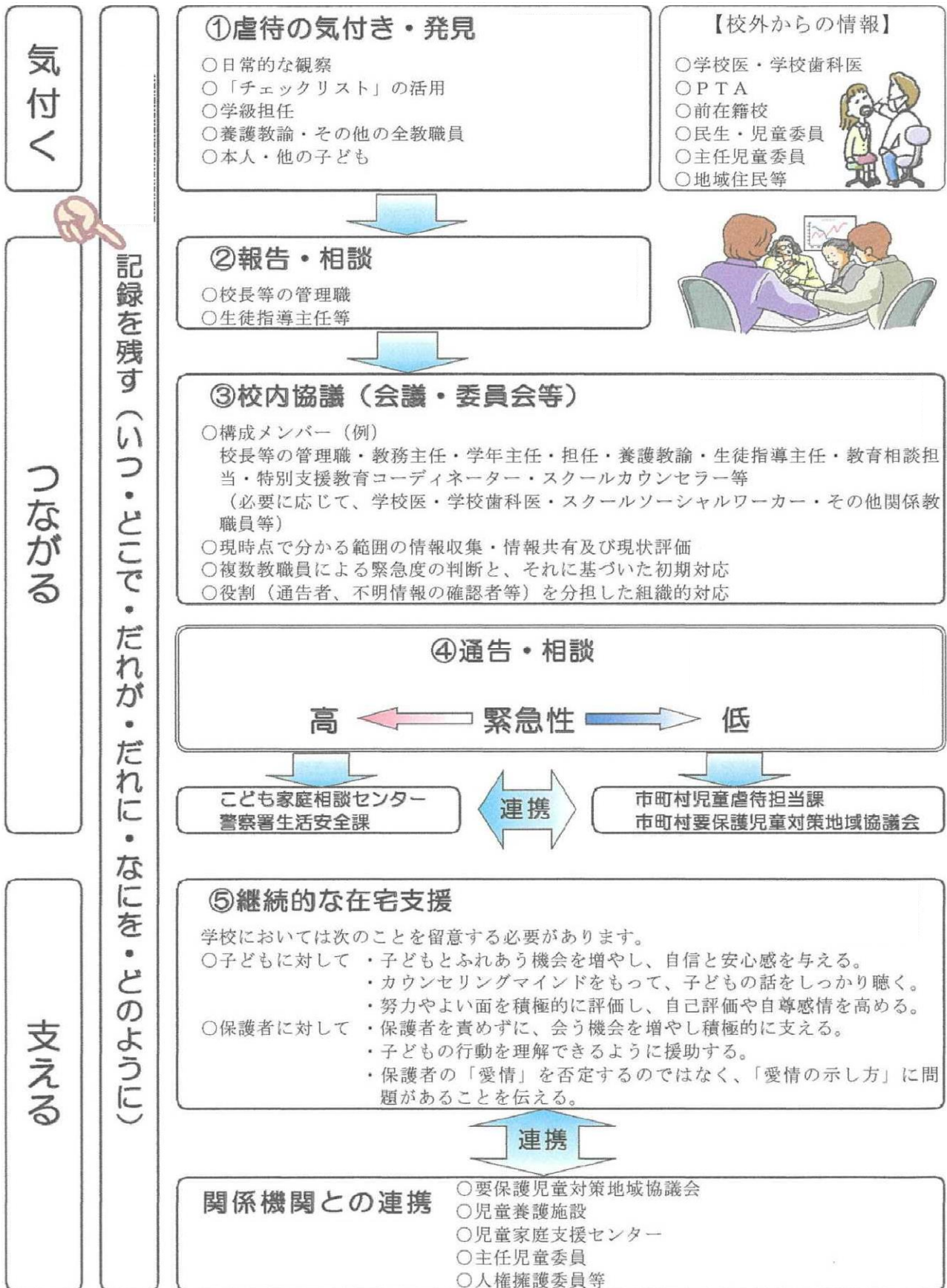
- ① 児童への指導
 - ア 事実の確認、今後の指導
- ② 保護者への対応
 - ア 事実の確認、今後の指導の協力要請
- ③ 関係諸機関への対応(警察、商店、市教委)
 - ア プライバシーの尊重
 - イ 被害者への謝罪
 - ウ 協力の謝礼と今後の協力要請

長期対応

- ① 再発防止
 - 個別指導
 - 全体指導 道徳 学級活動
 - 家庭 地域への協力要請

(10) 児童虐待

学校における対応の流れ



児童虐待の気付き・発見

(1) 子どもや保護者のSOSのサインに気付きましょう

先入観のみで判断してしまうことは良くないことですが、子どもや保護者の気がかりな振る舞いや行動から、虐待を疑ってみることは決して無駄なことではありません。様子が「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」と感じたら、子どもや保護者のSOSのサインと捉えて、しっかりと受け止めなければなりません。

虐待の行為や子どもの年齢、経過年月や虐待者との関係などによってサインは異なります。ただ一つのサインから、ただちに虐待と断定できるわけではありません。ですから一人で判断するのではなく複数で話し合ってみることが大切です。

発見のためのチェックリスト

年 組 氏名

子どものサイン	保護者のサイン
<input type="checkbox"/> 不自然な外傷（新旧の混ざった内出血、理由のはっきりしないあざや火傷、骨折）がある <input type="checkbox"/> 放置されているむし歯があったり、口腔内が衛生不良である <input type="checkbox"/> 首筋など体が汚れている（入浴していない） <input type="checkbox"/> いつも同じ服で、汚れていたり臭ったりする（洗濯されていない） <input type="checkbox"/> 暑くなっても、長袖の衣服を着ている <input type="checkbox"/> 給食で過度な食欲を示す <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い <input type="checkbox"/> 単独での盗みや嘘を繰り返す <input type="checkbox"/> 中学生まで続く夜尿がある <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的な言動がある <input type="checkbox"/> 性的なことに極端な関心や、拒否感を示す <input type="checkbox"/> 身体接触を極端に嫌がる又は好む <input type="checkbox"/> いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げても身構える <input type="checkbox"/> 外泊、家出、深夜徘徊をする <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛、倦怠感などを繰り返し訴え、保健室へ何度も来室する <input type="checkbox"/> 家庭の話をしたがらず、家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> 威圧的・攻撃的な態度を示す <input type="checkbox"/> 些細なことでもすぐにカッとなり、乱暴な言動がある	<input type="checkbox"/> 家の中が乱雑・不衛生である <input type="checkbox"/> 地域で孤立している <input type="checkbox"/> 不自然な転居歴がある <input type="checkbox"/> 極端ないらだちがあったり、不安定であったりする <input type="checkbox"/> 家庭の方針やしつけを正当化する、あるいは体罰を肯定する <input type="checkbox"/> 甘やかすのは良くないと極端に強調する <input type="checkbox"/> 思い通りにならないと、すぐに体罰をする <input type="checkbox"/> 福祉や教育機関とのかかわりを拒否する <input type="checkbox"/> 無断で欠席させることが多い <input type="checkbox"/> 被害者意識が強く、イライラし、かかわりが乏しく、冷たい態度である <input type="checkbox"/> 能力や発達レベル以上のことを無理やり押しつける <input type="checkbox"/> 学校での健康診断を受けさせない <input type="checkbox"/> 要治療と思われる状態でも受診させない

<追加>

- 「家に帰りたくない」と言っている。
- リストカット

(2) 身体的虐待による外傷

① 外傷の部位

- 不慮の事故による外傷：額・鼻・顎・肘・膝など皮下の直下に骨があって脂肪組織の少ないところ
- 身体的虐待による外傷：臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところ
本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。

※腋窩（えきか）：左右のわきのしたの、くぼんだ所

② 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

③ 特徴のある外傷所見

特徴のある外傷所見	
ループ状の傷	電気コードをループ状に曲げて、鞭打つように打ち付けたときにできる傷である。
スラッピング・マーク	平手打ちによってできる皮下出血で、打ち付けられた部分のうち指と指の間の箇所に線条痕が残る。加害者の手の大きさにもよるが線条痕と線条痕の距離はだいたい2cmくらいである。
上眼瞼の皮下出血（青あざ）	眼瞼をげんこつで殴られたときに多くできる。
噛み傷	左右の犬歯と犬歯の距離が3cm以上ある場合は、大人による噛み傷である。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が臃腫下血腫によって膨隆しているなどの場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。
シガレット・バーン	直径が約8mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きたばこを押しつけられた火傷による可能性が極めて高い。単一の場合よりも、複数個まとまって認められることが多い。
鏃（やじり）マーク	液体が重力によって流れると先端が下向きに鏃状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。これに対して、熱した固形物でできる接触熱傷ではその物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。
水平線サイン	液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。この水平線を基に考えれば、どのような体位で液体に浸けられていたかが推測できる。

（文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」より）

学校における初期対応

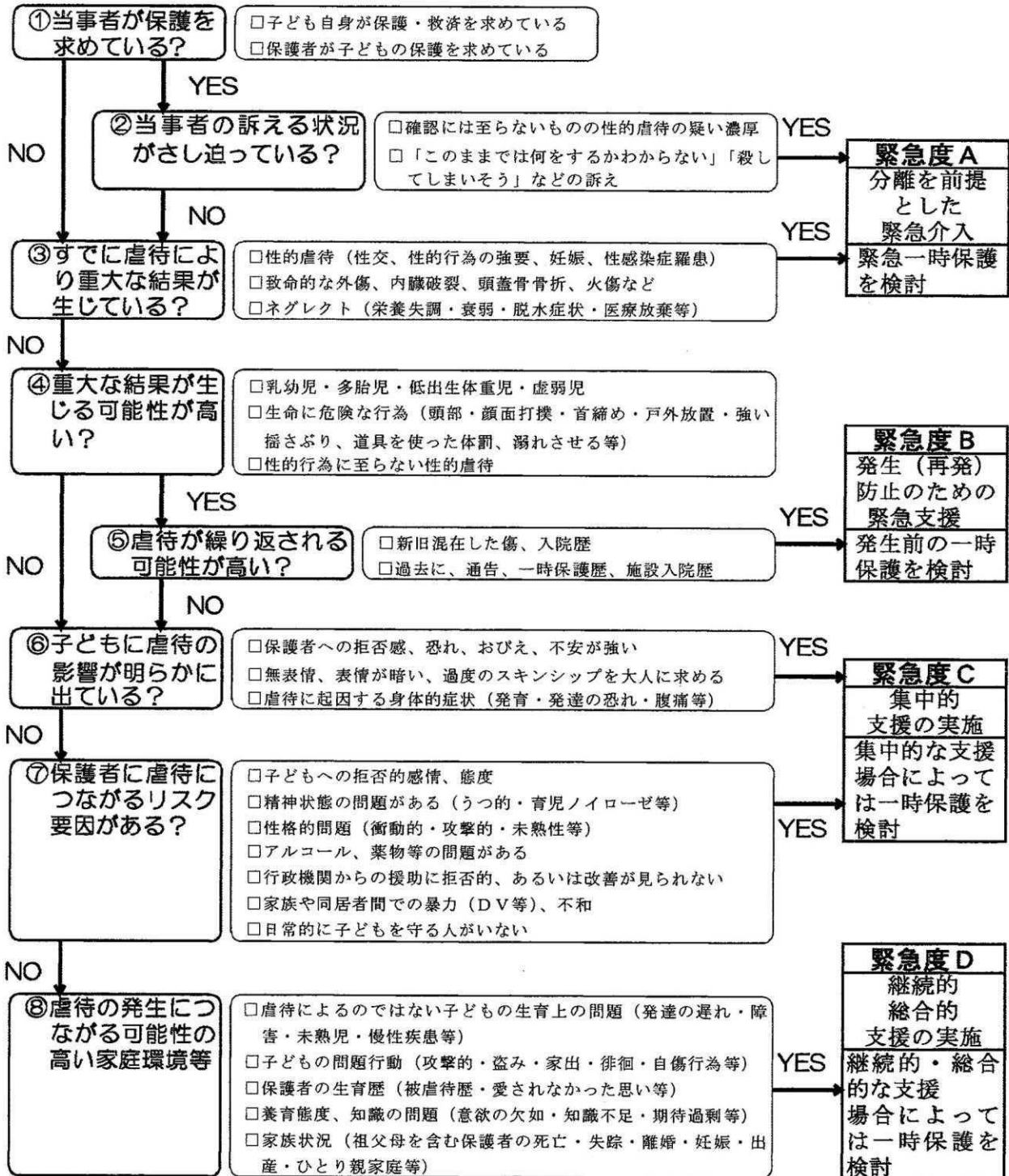
子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を基に、①緊急度や②虐待の重症度等を早急に協議して判断するなど、学校としての組織的な対応が重要です。

①緊急度

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____

作成日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日



※判断にあたっては、各項目を参考にする。1つでもにチェックがあればYESに、無ければNOに進む。

（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成19年1月改訂版）を参考に作成）

(11) 児童の新型コロナウイルス感染 ※

小野川小学校 新型コロナウイルス感染予防（陽性者が出た場合）等に関する対応

※R8現在、5類に移行しているため、発熱日を0日として5日を経過しかつ解熱後2日間を経た後に、登校再開とする。以下は、再度の感染症の扱いの変更があった際のために残しておく。

- 1 児童・生徒・教職員がPCR検査を受ける段階では学び推進課への連絡はしない。
- 2 コロナ陽性が判明したら学校が行うこと(※整理票の送付は不要)
 - (1)学級閉鎖を行う場合のみ学び推進課へ電話連絡(閉鎖基準は「3」を参照) : 教頭
 - (2)給食ストップの連絡(健康教育課へ連絡) : 教頭
 - (3)学級閉鎖について家庭へ連絡 : 教頭
- 3 学級閉鎖の実施について(市に相談。下記は閉鎖の目安)
 - (1)同一学級内連続2人目以内:検査なし、閉鎖なし
 - (2)連続で同一学級内に3人目の陽性者が出た場合:学級閉鎖。集団検査は「4(1)(2)」の場合実施
※連続とは中2日以内のこと。
 - ①1人目の最終登校日(1人目と2人目の最終接触日)と2人目の基準日(発症日もしくは検査日の早い方)の間隔が中2日以内の場合。
 - ②1人目の最終登校日(1人目と3人目の最終接触日)と3人目の基準日(発症日もしくは検査日の早い方)の間隔が中2日以内の場合。
 - ③ ①と②を両方満たした場合、学級閉鎖の対象とする。
 - ④家庭内、塾、学級外での感染が明らかな陽性者は学級内感染者の対象外とする。
 - (3)上記はあくまでも目安とする。同一学級内の陽性者が2名以内であっても、発熱者が多い、PCR検査者が多いといったような学級内感染が疑われる場合は、学級閉鎖を検討する。
- 4 集団検査の実施
※集団検査を実施する場合は、各学校から該当児童生徒の家庭にそれぞれ連絡する。
 - (1)1年生～3年生
同一学級内の陽性者が5人以上で発生期間が連続の場合(1人目の最終登校日と5人目の基準日の間隔が中2日以内の場合)は、集団PCR検査を実施(希望性)
 - (2)4年生～9年生
同一学級内の陽性者が概ね10人以上で発生期間が連続の場合(1人目の最終登校日と10人目の基準日の間隔が中2日以内の場合や学級閉鎖中に10人の陽性者が出た場合など)は、学級閉鎖最終日に集団抗原検査を実施(希望性)。ただし、抗原検査キットの在庫がなくなり次第終了。
 - (3)全学年共通
(1)、(2)には当てはまらないが、発熱者や体調不良者を含めると(1)、(2)に当てはまる場合は学級閉鎖最終日に集団検査(希望制)を実施
 - (4)行事等を控え、陽性者の確認により閉鎖の早期解除等が不可欠な場合は、集団検査実施可とする(学び推進課と相談する)。

5 学級閉鎖の期間

(1) 検査を行わない場合

1人目の発症日もしくは判明日を0日目として原則5日間(土日を含む)

(2) 検査を行った場合

① PCR検査の場合

検査結果が判明する日まで学級閉鎖(判明日は検査機関に確認)

② 陽性者10人前後で抗原検査を行った場合

原則として学級閉鎖最終日に行うため、1人目の発症日もしくは判明日を0日目として原則5日間(土日を含む)

③ 4(4)の場合

抗原検査陰性判明日の翌日から登校可。最低1日は閉鎖とするが、行事の開催期日によっては弾力的に運用する。

6 集団検査の実施について

(1) 検査は希望制

(2) 市と協議して決定する。

: 校長、教頭

7 その他の関係機関への連絡

- 兄弟の学校や幼稚園、児童クラブ

: 教頭

- 塾、習い事等

: 保護者

(- PTA会長)

: 教頭

※知らせる内容については、「学年のみ(組、性別等の個人が特定されやすい内容は伝えない)」知らせる。

「〇学年の児童で陽性者が出たため - - - します。」

8 学級閉鎖中の対応についての保護者連絡

: 教務主任、学年主任、担任

(1) 学級閉鎖中の学習等に関するガイダンス

: 担任、学年主任

- メール配信

- HP 等

(2) 学級閉鎖中の学活、学習等

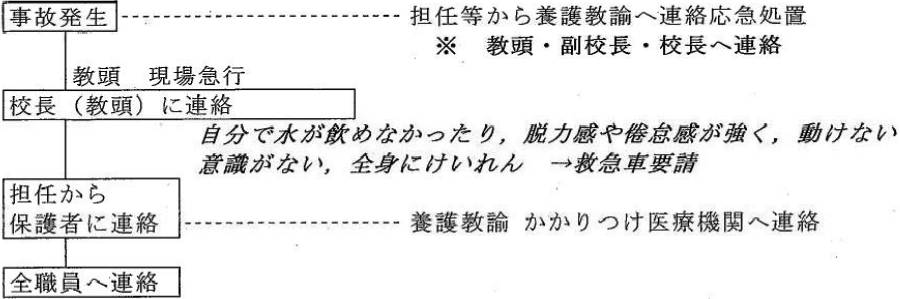
① 朝の会等

② 学習課題の提示

② オンライン学習(5校時を算数として配信等)

熱中症への対応

緊急対応



早期対応

- ① 児童への指導
 - ア 病院・自宅への訪問，見舞い
 - イ 事故発生原因の調査
 - エ 学級指導
- ② 保護者への対応
 - ア 事故状況の詳細説明
 - イ スポーツセンター災害給付の手続き
- ③ 関係機関への対応・報告

長期対応

- ① 再発防止の指導
 - ア 日常の安全指導充実
 - イ 保護者・地域との連携
- ② 水分補給の指導
- ③ 換気・通風等の意識付け
- ④ 熱中症予防測定器による状況の事前把握と周知

体育の授業，運動会及びその練習等

- 朝の健康観察時に児童の顔を見ながら，ていねいに実施する
- 学年で熱中症にかかりやすい児童・保健室へ頻繁に行く児童を把握しておくこと。
- 変わった様子がみられたら「調子が悪くないですか」と声かけをする。
- すみやかに保健室へ。重症の場合は管理職へ。携帯電話等を持参し連絡を取り合う。
- タープやテントを設置し，それらの下で招集
- 教職員も帽子着用・水筒持参で水分補給



※暑さ指数（WBGT）とは

暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

原則、養護教諭等WBGTを測定し、注意喚起する。

●日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注 意 事 項
危険 (31℃以上)	全ての生活活動で	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31℃)	おこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入 れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生す る危険性がある。

※環境省 熱中症予防情報サイト 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」より

●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱 中 症 予 防 運 動 指 針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は 中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走 など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を 行う。暑さに弱い人※は運動を軽減又は中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、 適宜水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分 補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に 積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21度未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分 の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生 するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より

暑さ指数(WBGT)計測時間：朝10:00 昼13:00、必要に応じてその都度計測

(13) プールでの事故への対応

1 事前の処置

- 1) プールサイド及びプール内の状況を点検する。危険はないか。異物がないか。色はよいか。
- 2) 水温、気温、塩素濃度を調べる。排水溝の金具・ボルトのチェック。
- 3) トイレ、シャワー、更衣室等のチェックをする。

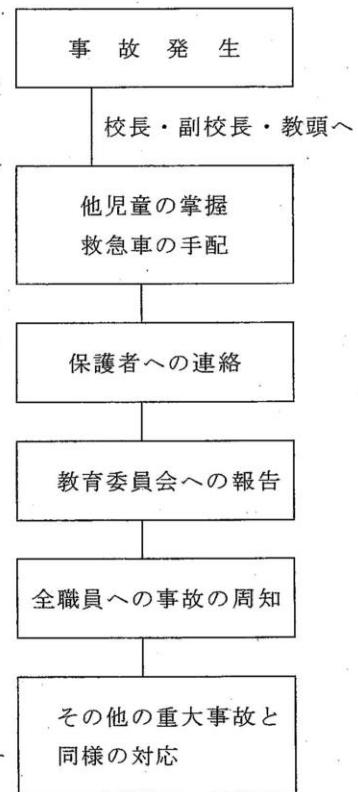
2 プール指導

- 1) リーバー のチェックをする。(各担任)
入水なしは 入水許可をしない。(事前に連絡しておく)
- 2) 準備運動を入念にする。
- 3) 心臓より遠いところから体に水をかけさせる。
- 4) 指導の役割分担をし、プール内に職員を常駐させる。
サイドは監視、全体指導とする。
- 5) 最終的なプールに入った人数を把握し、学校日誌に記録できるように該当学年の体育部が管理職に報告する。
※学校で一般的に書かれているプール日誌は本校はない。水温や残留塩素、透明度、消毒剤投入量、PH等については、市委託の管理者が日報としてデータ保管しているため、必要に応じ問い合わせる。

3 事故発生時の対応

<排水溝に吸込まれたときの対応>

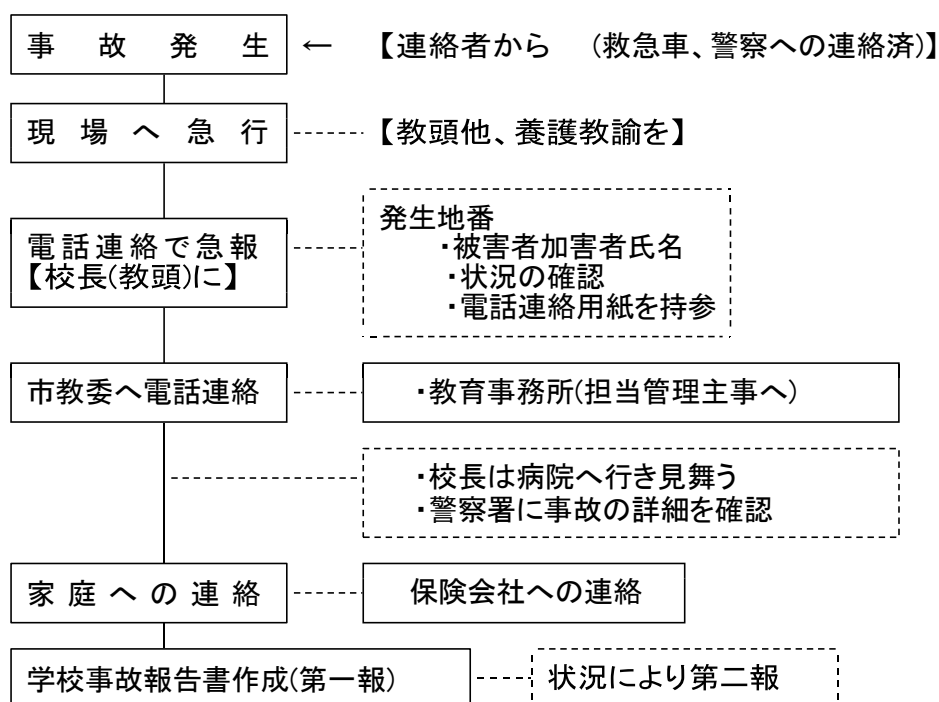
- 1) 濾過器を止め、水の流れを遮断する。
- 2) 他の児童をプールサイドにあげる。
- 3) 事故者を素早く引き上げる。
- 4) 状況に応じて、救急車の手配をする。
- 5) 意識なし、脈なしの時は人工呼吸、心肺マッサージ、AEDを使用して対応する。
AED・・・プール(1基)・職員室(1基)
- 6) 安静を保ち、救急車の到着を待つ。



2 教職員に関すること

(1) 交通事故（通勤途中）

緊急対応



早期対応

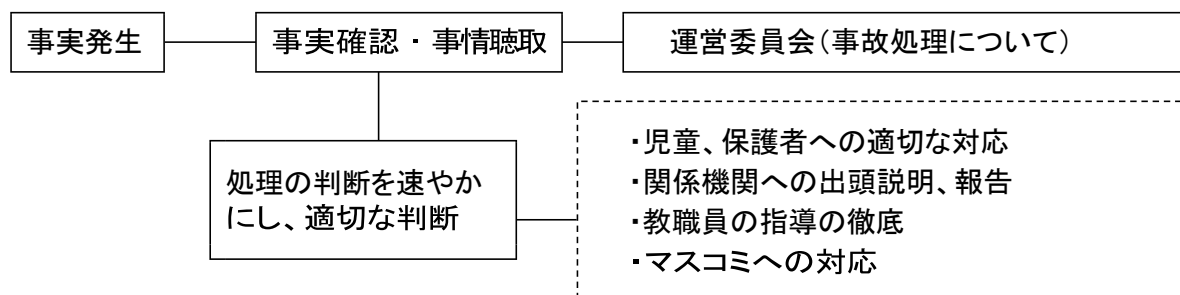
- ① 臨時職員会議にて報告・指示
 - ア 事故の状況について報告、交通事故防止の認識を高め、育てる。
 - イ 学級担任、校務分掌について指示
 - ウ 児童への状況の説明を指示
 - エ 本人への見舞いについて指示
- ② 関係諸機関への連絡
 - ア 負傷の状況を確認
 - イ 医師の指示について、市教委への報告・事故処理について協議
 - ウ 公務災害認定申請(被害の時)
- ③ 保護者への対応
 - ア PTA役員会に事故の概況報告、学級担任及び指導担当の理解を得る。
- ④ マスコミへの対応
 - ア 窓口の一本化

長期対応

- ① 機会あるごとに服務規律の確保について訴える。(通達等を確認)
- ② 事故を絶対に起こさせないための具体的配慮を協議。
- ③ 事故発生に際しての、校内職員の連携・協力・救急体制と処理の確立。
- ④ 児童、保護者への対応については誠意を持って当たる。
- ⑤ 万一事故を起こしてしまったときの対応について、日頃から徹底しておく。

(2) 信用失墜行為

緊急対応



早期対応

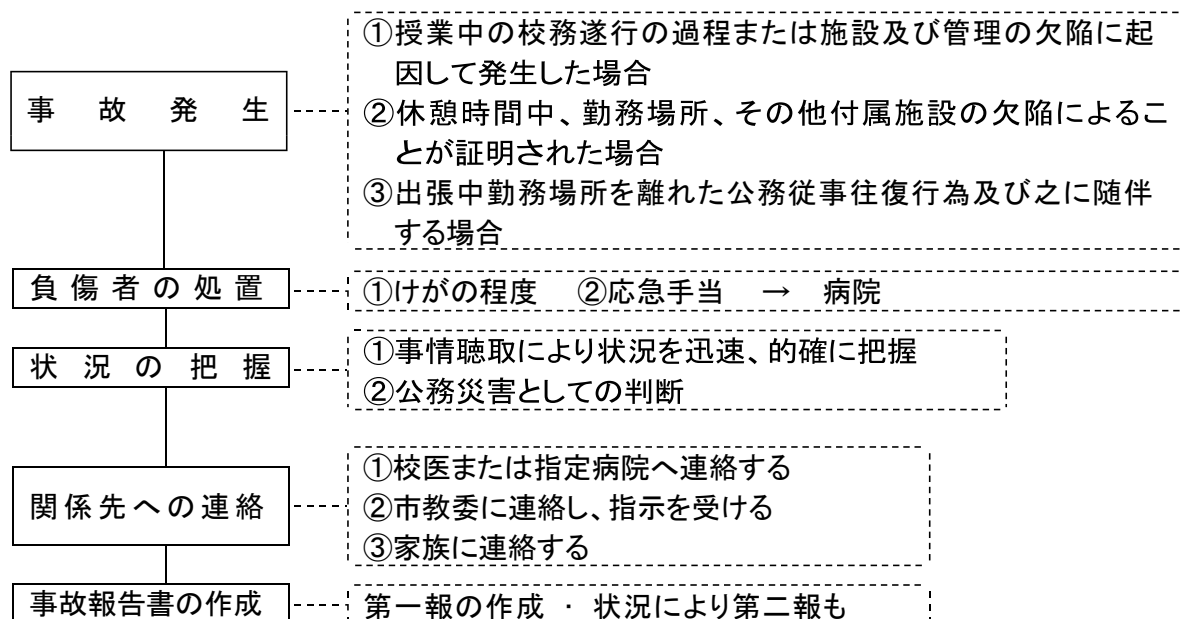
- ① 緊急職員会議
 - ア 服務規律の確立（地公法第30～38条）について十分理解を深め、意識的行為がなされるよう指示指導
 - イ 児童の人権尊重の精神に徹し、保健安全に意を用い万全の策をとる。
 - ウ 金銭関係や異性交遊問題、体罰、飲酒運転など法律的・道義的責任を問われる行為については、私生活も含めて指示指導する。
- ② 児童・保護者への対応
 - ア 事実に基づき、誠意のある対応（状況によっては学校長自らも）
 - イ 見舞い、諸連絡を密にする。
 - ウ 填補計画等の作成と手配
- ③ 関係機関、その他への対応
 - ア 情報の窓口を一本化
 - イ 教育委員会等に状況を報告し、指示を受ける。事故報告書の作成
 - ウ 負傷者の処置（けがの程度により病院へ）
- ③ 当該教師への指導
 - ア 再発防止と責任体制
 - イ 見舞い、諸連絡を綿密に

長期対応

- ① 事故再発の防止・未然防止と嚴重なる服務規律の確保
 - ア コンプライアンス委員会の活性化
 - イ コンプライアンス研修の充実
- ② 個を生かす授業の創造と生徒理解の重要性についての研修
- ③ 教職員の相談体制の確立
- ④ 児童・保護者への信頼関係の確立
- ⑤ 関係諸機関との俊敏な連携
- ⑥ 職場の人間化・民主化・システム化の構築

(3) 公務災害（負傷・疾病・傷害・死亡等）

緊急対応



早期対応

- ① 臨時職員会議
 - ア 事故の状況を説明するとともに、当該教師の填補計画を手配し、校務分掌・担任の代替について指示
 - イ 事故再発の防止について対応協議
- ② 児童・家庭への対応について
 - ア 事故の概況について説明
 - イ 担任の代替について説明
- ③ 関係機関への連絡
 - ア 公務中の災害の場合、公務災害認定請求書等の必要書類の整備(ただし、即入院で長期療養が生じた場合)
 - イ 市教委等と十分連絡を取り指示を受ける。
- ④ 当該教師の家庭への対応
 - ア 見舞い及び諸連絡を綿密にする。

長期対応

- ① 未然防止・再発防止について万全を期す
- ② 施設設備の定期点検・即修繕
- ③ 事故処理の迅速・俊敏な対応マニュアルの自校化

《参考資料》

危機管理マニュアル項目例

I 災害

- (1) 地震
- (2) 火災
- (3) 台風 - 降雪
- (4) その他 風水害 洪水 降雹 落雷 土砂崩れ 地盤沈下 光化学スモッグ 竜巻

II 学校事故

1 施設設備に関すること

- (1) 器物破損
- (2) 盗難 - 不法侵入
- (3) その他 投石等によるガラス破損 スプレー等による落書き 断水 水道管破裂
停電 ガス漏れ プール機械故障 受水槽 - 高架水槽破損 異物投入
電線 - 水道管露出 火災報知機作動 防排煙制御
盤作動
防火シャッター作動

2 児童に関すること

- (1) 交通事故
- (2) けが
- (3) 変質者
- (4) 感染症
- (5) 食中毒
- (6) その他(万引き 盗み 薬物等)
- (7) その他 いじめ 不登校 自殺 死亡 地域でのいたづら 児童虐待
校内暴力(対教師 対児童 対器物) プール事故 行方不明 家出
情緒障害傾向児の衝動的行動 テレクラ等の被害 犬の校舎内侵入

3 教職員に関すること

- (1) 交通事故
- (2) 信用失墜行為
- (3) 公務災害(負傷 疾病 傷害 死亡等)
- (4) その他 体罰 営利行為 思想 遅刻無断欠勤 集金着服 開示要望 国旗国歌問題

III 保護者に関すること

- その他 抗議(スピーカーの音量)
離婚家庭への対応 一家住居の不明 参観日の路上駐車 親同士の対立
担任教師のボイコット 学校納付金延滞
要望(開示問題 宗教等 国旗国歌の問題) サラ金

IV その他

- 暴力団の圧力 野犬 物品販売(の対応) スズメバチ
殺虫除草剤使用上のトラブル

119番通報マニュアル

(1) 命にかかわると思われる場合は、即救急車を呼ぶ。(その後、管理職に報告)

① 救急車を呼ぶか迷ったら、#8000(15歳未満)、#7119(15歳以上)に電話し助言を受ける。

② 119番し、搬送時診察医に「助言あり」と伝える。

(2) 保護者と連絡をとり、けがの状態と救急車を要請したことを話し、病院等その後の連絡について確認する。

(3) 電話マニュアル

(けがの場合)

- ① ダイヤル119番
- ② 「救急車をお願いします」
- ③ 「こちらは小野川小学校の〇〇です」
「住所は、つくば市館野731番地です」
- ④ 「小学〇年生の(男・女)の子が理科室で実験中、アルコールランプで右手をやけどしました。」
- ⑤ 「今かけている電話番号は
836-0163です」

(火事の場合)

- ① ダイヤル119番
- ② 「火事です」
- ③ 「こちらは小野川小学校の〇〇です」
「住所は、つくば市館野731番地です」
- ④ 「校舎1階の理科室から出火しました」
- ⑤ 「今かけている電話番号は
836-0163です」

※その他、救急処置について指示を受けるときは必ずメモをとる。

火災・緊急時の電話の仕方

まず119を回す

「火事です」
「救急です」

◇ こちらは(住所) _____

◇ 名前は _____

◇ 何が _____

◇ どうしたか _____

◇ 状況(症状)は _____

◇ 今かけている電話番号は 〇〇〇-〇〇〇〇 です。

医療機関

- (1) 総合病院・緊急病院
・筑波メディカルセンター(851 - 3511) ・筑波学園病院(836 - 1355)
- (2) 専門医(校医や学校近くの病院…休診日も)
・整形外科 ひがし外科内科医院(856 - 7070) うえの整形外科(846 - 3022)
岡野整形外科(856 - 2300) つくばシティビル整形外科(856 - 5050)
かのう整形外科(843-6050)
・頭部 成島クリニック(839 - 2170)
・眼科 うめぞの眼科クリニック(855 - 2222) 清宮眼科(886 - 4930)
なかのアイクリニック眼科(中埜校医 846-2297)
・歯科 岡田矯正歯科クリニック(852 - 5500) ありす歯科医院(852 - 1414)
大久保歯科医院(855 - 6222) 吉田歯科クリニック(855 - 8217)
竹園セントラル歯科医院(861 - 1100) 手代木歯科(52 - 0930)
おのがわ歯科クリニック(宮本校医836 - 8222)
・内科 清水こどもクリニック(860 - 2525) 東郷医院(837 - 1785)
宮川内科・胃腸科医院(855 - 8777) ユーカリ医院(874 - 1531)
池野医院(838-2700)
・耳鼻咽喉 上野医院(851 - 2060)
・小児科 清水こどもクリニック(860 - 2525)
・外科 ひがし外科内科医院(856-7070)

ガス・水道業者等

- ・ガス 白井石油(0297-22-0241) 家庭科室ではガスは使用しない。
・水道 新和アメニティ(852 - 3351) 高野水道工業(836 - 0541)
大塚工業(851 - 7237)
・電気(漏電等) 関東電気保安協会(821 - 8989、826 - 3221(夜間))
市村電気(857 - 4050) 電気管理協会(029-247-0228)
三富士電気(839 - 5901) 前田電気(836-0123)
・防災 土浦消防センター(822 - 6815) ニッタン(株)(823 - 2585)
・警備会社 富士警備(つくば)(855 - 2230)
・タクシー 中央タクシー(836-0184) 関鉄土浦タクシー(860-3500)
さとうタクシー(852-6688) 関鉄タクシー(860-3500)
・その他 山三硝子(856 - 3678) キーセンター(839 - 2000)
宮本建具(090-3347-7847)

公官庁

- ・警察 つくば中央警察(851 - 0110) 赤塚交番(855 - 0110)
・消防署 つくば市消防本部(851 - 0119)
同並木分署(861 - 0123)南消防署(838 - 0279)
・保健所 つくば保健所(851 - 9287) 桜保健センター(857 - 3931)
・教育委員会 つくば市教育局(883 - 1111)
・教育事務所 県南教育事務所(822 - 8511)
・児童相談所 土浦児童相談所(821 - 4595)

公文書及び個人情報等管理規定

小野川小学校

- 1 本校児童及び教職員の個人情報については、つくば市情報公開条例並びにつくば市個人情報保護条例に基づき、適正に管理する。
- 2 管理責任者を校長とし、実務監督責任者を教頭とする。
- 3 公文書はファイリングシステムにより管理し、永久保存文書については必ず耐火書庫に、その他の文書についても鍵のかかる引き出しに保管する。
- 4 諸表簿等の作成は原則として校内で行い、校外には持ち出さない。止むを得ず校外に持ち出す場合には、実務監督責任者の許可を得る。
- 5 教職員が個々に所有する成績評価や答案用紙等については、盗難、紛失、漏洩、滅失等のないように、個々の教職員の責任において厳正に管理する。
- 6 公文書作成、保存等は校務用コンピュータでのみ行う。
- 7 個人情報を利用目的以外に使用しない。
- 8 卒業アルバム等個人情報を外部業者に委託する場合、委託契約に個人情報の取扱い（再提供の禁止、複写 - 複製の禁止、漏洩 - 盗用の禁止、処理後の返還等）について明確に定めたり確認したりすること。
- 9 児童の写真や作品等の学年・学校だより等での使用については、本人・保護者の了解を得ること。
- 10 個人情報に関する問い合わせ窓口は、管理責任者並びに実務監督責任者とする。
- 11 実務監督責任者の責任において、必要に応じ、職員に対する研修会を開催すること。
- 12 実態に応じ、本管理規定を見直し、加除修正していくこと。

付則この規定は平成11年4月1日から施行する。

・学校における情報漏えい事故防止チェックリスト例

職 - 氏名く

)

1 小野川小教育情報ネットワーク運営管理要綱等の遵守事項

No	内容	チェックリスト
ハードウェアについて		
1	貸与されたパソコンを校外に持ち出していない。	はい・いいえ
2	貸与されたパソコンを退勤時にロッカー等に保管している。	はい・いいえ
3	貸与されたパソコンに未申請のソフトウェアをインストールしていない。	はい・いいえ
4	私有パソコンを校内に持ち込んでいない。	はい・いいえ
ネットワーク・ファイル管理について		
5	私有パソコンをネットワークに接続していない。	はい・いいえ
6	ファイルをパソコンに蓄えず、ファイルサーバー（職員共有フォルダ）に保存している。	はい・いいえ
7	インターネットやメールを私的なことに使用していない。	はい・いいえ
8	メール等で送られてきた不審なファイルは開かないようにしている。	はい・いいえ
個人情報の管理について		
9	個人情報に関するファイル（フォルダー）に情報漏えい対策を実施している（パスワード等）。	はい・いいえ
10	個人情報に関するファイルを学校外に持ち出していない。	はい・いいえ
11	個人情報を含むメールを送信していない。	はい・いいえ
12	パソコンで成績処理等の個人情報を扱っている時に席を離れる際は、ログオフする等、画面を見られないようにしている。	はい・いいえ
13	これまで勤務してきた学校に係わる個人情報を現在も所有していない。	はい・いいえ

2 その他の事項

14	ファイル共有ソフトによる情報漏えい事件の概要について理解している。	はい・いいえ
15	個人のホームページを開設している場合は、学校に係わる個人情報等の掲載及び信用を失墜するような情報の掲載をしていない。	はい・いいえ
16	パソコンの不正使用及び個人情報を流出させた場合、懲戒処分の対象になること理解している。	はい・いいえ

緊急連絡用 事故報告

※ 第2報以降もこの用紙を使うこと

連絡日時	令和 年 月 日 (前・後 時 分)	第 報
連絡者	職名 氏名	

【 事故者は 加害 ・ 被害 】 【 管理 内 ・ 外 】

- 1 事故名 児童生徒 - 教職員 - 施設の _____ 事故
- 2 学校名 _____ 立 _____ 学校(校長 _____)
- 3 事故者 (_____) (_____) 歳 (_____)
職名 氏名 ふりがな 性別 年齢 学年・組、校務分掌など
- 4 事故相手 _____ 歳 (_____)
氏名 ふりがな 性別 年齢 学年・組、職業など
- 5 事故の程度 事故者 _____
※けがなどの状況を簡潔に！
 事故相手 _____
- 6 発生日時 令和 年 月 日 (_____) 前 - 後 時 分
- 7 場 所 _____
- 8 概 要 ※ 原因や理由を踏まえ、3行程度で簡潔に記載する。
- 9 事故の概況 ※ 事故の概要及び初期対応等(5W1H)がわかるよう、簡潔に記載する。
- 10 警察と学校との連絡制度 ※○で囲む
 有 (警察から学校 - 学校から警察) - 無
- 11 その他 報道関係(広報)の有無 (有 - 無)

原子力災害対応マニュアル

つくば市立小野川小学校

1 本校の状況

- ◆ 東海第二発電所から約65km に位置する(UPZ外)

2 事前対策

(1) 学校原子力災害対策本部の編成

班等	担当職	災害発生時における役割
本部長	校長	<ul style="list-style-type: none">・ 学校原子力災害対策本部を設置し、学校が所在する市町村からの指示に従い、全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。・ 市町村立学校においては、市町村教育委員会へ、県立学校においては県教育委員会へ、随時、状況の報告をする。
総括班	教頭	<ul style="list-style-type: none">・ 本部長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各班との連絡調整を行う。・ 各班からの的確な情報を把握し、本部長に報告する。・ 各班との連携のもと、市町村災害対策本部や教育委員会等との連絡・調整に当たる。・ 関係機関や報道機関に対する対応窓口となる。
情報連絡班	教務主任	<ul style="list-style-type: none">・ 防災無線、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット等、様々な手段により伝達される災害の状況、事故の進展等の正確な情報を入手する。・ 幼児児童生徒の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。・ 幼児児童生徒の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	担任	<p>【屋内退避する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 幼児児童生徒を安全かつ速やかに屋内に退避させ、全てのドアや窓を閉め、換気扇やエアコン（外気を取り込むタイプ）を止め、幼児児童生徒に状況の説明をし、次の指示が出るまで、教室等内で待機させる。・ 屋内退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する。・ 保護者等が迎えに来た場合には、保護者等の身元を確認し確実に引き渡しをする。 <p>【避難する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 幼児児童生徒に状況の説明をし、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる。・ 保護者等が迎えに来た場合には、保護者等の身元を引き渡しカードにより確認し、確実に引き渡しをする。・ 避難時には、なるべくマスクをしたり、水に濡らして固くしぼったタオルやハンカチなどで口や鼻を覆ったりさせるとともに、帽子、上着を着用させる。・ 原則として、教職員が幼児児童生徒と行動をともにし、幼児児童生徒がパニックを起こさないよう適切な指示をする。・ 避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する。
救護衛生班	保健主事等	<p>【屋内退避する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 緊急的な医療行為等の必要が生じた場合は、直ちに総括班を通じて市町村災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 <p>【避難する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、幼児児童生徒及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。

(2) 緊急時連絡体制

① 関係機関等連絡先一覧

機関名	電話番号 F A X 番号	所在地
つくば市危機管理課 (つくば市災害対策本部)	0 2 9 - 8 8 3 - 1 1 1 1 0 2 9 - 8 6 8 - 7 5 8 2	つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
茨城県教育庁保健体育課	0 2 9 - 3 0 1 - 5 3 4 9 (健康教育推進室学校保健安全)	水戸市笠原町 978 番 6
茨城県県南教育事務所	0 2 9 - 8 2 2 - 7 2 9 2 (義務教育課)	土浦市真鍋 5 丁目 17-16
つくば市教育委員会	0 2 9 - 8 8 3 - 1 1 1 1 (学び推進課)	つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

② 教職員連絡網

※ 別紙参照

③ 保護者への連絡方法

※ 緊急配信メールで対応

(3) 幼児児童生徒の現況

区域	年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
PAZ通学者		0	0	0	0	0	0	0
UPZ通学者		0	0	0	0	0	0	0
UPZ外通学者		49	55	44	56	52	46	302

(4) その他の事前対策

① 原子力防災教育

- ・原子力・放射線等に関する基礎知識
- ・茨城県広域避難計画の基本的考え方
- ・場面別における避難行動
- ・屋内退避訓練

② 安全管理

- ・学校施設設備の安全点検と災害用物品の確認・管理
- ・教職員研修による共通理解
- ・保護者への周知(場面ごとの学校の対応等)と引き渡し訓練
- ・マニュアルの不断の見直し

3 原子力事故発生時の対応

(1) 学校原子力災害対策本部の設置

(2) 各緊急事態区分における場面別対応

【警戒事態】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階（震度6弱以上の地震発生時等）

◆PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者が「避難準備」をする段階

場面	警戒事態における対応
1. 登校前	<p><PAZ・UPZ内からの通学者への対応></p> <p>【自宅を出発していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校させないよう保護者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保護者と連絡をとり合い児童の安全を確認する。 ◆ 保護者に対して速やかに帰宅するよう伝える。 <p>【登校途中の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅に近ければ帰宅させる。(要事前指導) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅に保護者等が居る場合に限る。 ○ 学校に近ければ登校させる。(要事前指導) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校周辺の通学路に出て状況確認を行うとともに、児童を学校へ誘導する。 <p>【路線バスによる通学の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 路線バス運行前は自宅待機の旨を保護者へ連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 路線バス運行中の詳細な対応については、バス会社と事前に協議しておく。
2. 在校中・ 下校後	<p><PAZ・UPZ内からの通学者への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の現員把握及び欠席者等の状況確認を行う。 ○ 児童に対して、不安を増長させないように留意しながら正確な情報を伝達・説明し、落ち着いた行動をとるよう指示する。 ○ 保護者に対して迎えを要請する。 ○ 保護者への引き渡しができない児童を学校で待機させる。 ○ 欠席者や早退者の保護者に対して連絡をとり、帰宅を促す。 ○ 既に下校した児童については、下校した旨を保護者に連絡し、保護者へ帰宅を促す。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 放課後児童クラブ等で児童が活動している場合(校内、校外を問わず)は、その責任者等と、学校管理下の対応に準じた対応について事前に確認しておく。 ○ 学校待機時間が長引いた場合、児童の健康に留意し、備蓄物資等を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自校に備蓄物資がなく、食料、飲料水、毛布等を用意する必要が生じた場合には、所管の教育委員会に連絡するなどして支援を要請する。
3. 校外活動中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動場所にかかわらず、直ちに引率責任者に連絡し、学校へ戻るよう指示する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 借り上げバス等で帰校する際には、PAZ・UPZ内の通過を

	<p>避け、迂回するよう運転手に要請する（帰校途中に自宅があっても、途中下車させない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰校が困難な場合は、現地の安全な建物等に屋内退避し、学校からの指示を待つ。 ◆ 校外活動の場所によって、一律に対応を定めることができないため、校長等は関係機関と連絡をとりながら、状況に応じてその後の対応を決定して引率責任者へ指示を出す。 ◆ 長時間の待機が見込まれる場合は、現地で保護者へ引き渡しすることも検討する。 ○ 適宜、児童の状況について保護者に対し情報発信する。 ○ 引率責任者が学校からの連絡を受けることができない場合には、テレビ、ラジオ等からの情報や、現地自治体に協力を要請するなどして情報収集と連絡手段の確保に努める。
<p>4. 休日の活動中（部活動等）</p>	<p>【校内で活動している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [1. 登校前], [2. 在校中・下校後]に準じた対応をとる。 <p>【校外で活動している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [3. 校外活動中]に準じた対応をとる。 <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ決めておいた動員教員は学校へ行く。 ○ 引率担当教員は、情報収集を行いながら、随時、状況を校長へ報告するとともに、必要な指示を受ける。

【施設敷地緊急事態】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた段階（防護措置の準備を開始する必要がある段階）

- ◆ PAZ内の住民は「避難準備」を行う段階
- ◆ UPZ内の住民は「屋内退避準備」を行う段階

施設敷地緊急事態における対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒事態における対応を継続する。 ○ 児童の所在等の状況確認を行う。 ○ 必要に応じて、保護者への引き渡しを行う。

【全面緊急事態】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じた段階（迅速な防護措置を実施する必要がある段階）

- ◆ PAZ内の住民は「避難」を行う段階
- ◆ UPZ内の要配慮者は「避難準備」を行う段階
- ◆ UPZ内の住民は「屋内退避」を行う段階

全面緊急事態における対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒事態における対応を継続する。 ○ PAZ内からの通学者がいる場合、当該児童の避難先を把握する。 ○ 児童の所在等の状況確認を行う。 ○ 在校している全ての幼児児童生徒について保護者への引き渡しを行う。 ○ 避難所開設の要請があった場合には、対応する。

【放射性物質放出後】

UPZ内の住民は屋内退避を継続するが、空間放射線量率の測定結果により、「避難」又は「一時移転」の指示が発せられる。

- ◆500 マイクロベクレル/h を超えた区域 → 1日以内に避難等
- ◆20 マイクロベクレル/h を超えた区域 → 1週間以内に一時移転等

放射性物質放出後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒事態における対応を継続する。 ○ 引き続き、PAZ内からの通学者の避難先を把握する。 ○ UPZ内からの通学者の居住地において避難指示、一時移転指示が発せられた場合、当該幼児児童生徒の避難先、移転先を把握する。 ○ 引き続き、児童の所在等の状況確認を行う。 ○ 保護者への引き渡しを継続する。 ○ 避難所開設の要請があった場合には、対応する。

【原子力災害終息時】

所在市町村災害対策本部や所管の教育委員会から原子力災害が終息した旨の連絡を得た状況

原子力災害終息時の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故状況が早期に終息し、PAZ・UPZ内からの通学者がいなかった場合など、特に支障がない場合、学校教育活動を再開する。 ○ 事故の進展によって保護者への引き渡しを実施した場合は、引き渡しを継続し、児童を帰宅させる。 ○ 校外活動等で現地待機していた場合は、学校へ帰校する。 ○ 学校が避難所になっている場合、学校教育活動の再開に向けて関係機関と調整を進める。

(3) 児童の心のケア (健康観察)

学級担任を中心とした健康観察により、ストレス症状の早期発見に努め、保健主事や養護教諭との連携の下、必要に応じて保護者や医療機関につなげるなど、適切に対応・支援する。

【子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント】

体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・食欲の異常（拒食・過食）はないか ・睡眠は取れているか ・吐き気、嘔吐が続いていないか ・下痢・便秘が続いていないか ・頭痛が持続していないか ・尿の回数が異常に増えていないか ・体がだるくないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・イライラ、ビクビクしていないか ・攻撃的、乱暴になっていないか ・元気がなく、ぼんやりしていないか ・孤立や閉じこもりはないか ・無表情になっていないか

※参考資料

- 「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－」
（平成22年7月 文部科学省）
- 「学校防災に関する手引き 改定版」
（平成 25 年 9 月茨城県教育委員会）

児童虐待対応マニュアル

1 児童虐待の初期対応と通告

児童虐待を疑ったときには、「子供の安全を守る」視点から対応する必要がある。明らかに虐待であると思われる場合や、子供に危険があるとき（※緊急性の高い場合の例を参照）にはすぐに対応しなければならない。緊急性が高い場合には、直ちに市町村又は児童相談所などに通告し、子供の安全確保を優先し対応する。

○緊急性の高い場合の例

- ・ 生命の危険のあるとき（頭蓋内出血、おぼれて窒息状態、内臓出血など）
- ・ 身体的障害を残す危険があるとき（骨折、火傷など）
- ・ 極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・ 親が子供にとって必要な医療処置を取らないとき（必要な薬を与えないなど）
- ・ 虐待者が非常に衝動的になっているとき
- ・ 性的虐待が強く疑われるとき
- ・ 子供や保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・ 不登校などで子供に会えない、家庭訪問しても何かと理由をつけて子供に会わせない、子供の状況がわからないとき

※虐待の証明はしなくてもよい

学校の中で、虐待を証明することは困難である。虐待を疑っても、「もし間違っていたら…」と思うのはごく自然なことである。虐待を確信して通告することの方が、むしろ少ない。虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた市町村又は児童相談所などの役割となる。

※一人で抱え込まない

児童虐待は、問題が複雑であるため、一人の力や一つの機関では解決できないことが多い。また、問題の複雑さゆえに、一人で抱え込むことによって介入のタイミングを誤り、対応が遅れてしまったり、問題を複雑・深刻化させてしまったりすることもある。「この程度で虐待を疑うのはどうか」といったような迷いは禁物である。虐待の対応は、疑いの気持ちを誰かに相談し、問題を表面化するところから始まる。虐待を疑ったら、まずは職場で同僚や管理職に相談してみることが望ましい。

※管理職の対応の重要性

虐待の相談を受けた管理職は、気づいた人の気持ちを真摯に受け止めて対応しなければならない。話を聞いただけで、虐待の疑いを否定するようなことを言ったり、問題として取り扱わなかったりすることのないようにしなくてはならない。虐待の発見は疑うところから始まる。学校内で、例えば担任が虐待を疑った場合には、他の職員は子供をどのように見ているのか、などについて、情報を集約することで、全体像が明らかになることもある。管理職が先頭に立ち、子供の安全を守る体制をつくる必要がある。

※組織対応の重要性

児童虐待は、その発生要因が複雑であること、子供、保護者双方への支援が必要であることが多いこと、複数の関係機関との連携が必要であることなどから、学校においては、組織としてシステム的に対応できる体制づくりが必要である。職員一人ひとりの意見や、子供や家庭に関する重要な情報が、管理職に届くようなシステムをつくり、組織としての判断、対応ができることが虐待対応には求められる。

※記録の重要性

虐待の疑いのある子供を発見したときは、虐待の疑いを持ったときから記録を残すことが大切である。子供のケガやあざは、日数が経てば状況が変化してしまい、虐待を疑う根拠が消えてしまうことがある。また、子供や保護者の状況も記録に残しておかないと、時期や状況が曖昧になってしまう。さらに、虐待の対応は、多くの機関が関わることや、長期に及ぶことが多いため、人事異動などで担当者が変わっても必要な情報が確実に伝わっていくように、記録を残しておくことは大切なことである。記録には、言葉による記録、描写による記録、写真がある。記録を残す際に注意することは、「事実」を書き留めるということである。「事実」と職員個人が「事実から推測した内容」が、誰が見ても明らかである記録が求められる。

<記録する際のポイント>

- ・虐待が疑われたときから、根拠となる事象について、詳細に記録する。
- ・子供の話した言葉通りに表情や態度、傷の部位や程度などについて記録する。
- ・伝聞情報と直接確認した情報を、はっきりと区別して記録する。

【子供の身体的状況】

- ・ケガ、あざ、やけどの場所や大きさ（写真または絵で記録するとよい）
- ・衛生状態
- ・身長、体重の変化など

【子供の言動】

- ・落ち着きがない
- ・友だちや職員との会話の様子

- ・保健室の来室状況 など

【保護者の状況】

- ・子供との接し方（体罰の状況、子供を無視するなど）
- ・家庭訪問時の状況（家の中が乱雑、きょうだいへの接し方など）
- ・発言内容（なるべく詳細に記録するとよい） など

2 通告とは

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」と規定している。「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受け、「通告」をためらってしまうことがあるかもしれないが、ここで言う「通告」とは、市町村又は児童相談所などに子供の「相談」にのってもらうこと、気になる子供について「連絡」することと考えて行動することが必要である。通告の際に注意しなくてはいけないことは、子供が今どのような状況で、通告（相談）者は、何に困っているのか、具体的に相談することである。通告先に具体的な内容を告げないと、せっかくの通告（相談）が、個別具体的な相談ではなく、一般的な相談として扱われてしまい、対応が遅れてしまうことがある。中には、すでに別のルートから通告がなされていることもある。しかし、通告が重なり、複数の情報源から情報が提供されることで、児童虐待の判定がつく場合もあるので、通告することは大変重要なことである。通告（相談）前に、組織として問題に対応することを確認し、子供の名前や通告者の連絡先を明確にして通告することが大切である。特に、通告したことを保護者が知っているか否かで、その後の児童への介入の方法が変わる場合があるので、保護者が知っているか否かを明確にする必要がある。

<通告のポイント>

- ・要保護児童…氏名・年齢・性別・生年月日・住所・学校名・学年・組
- ・家庭について…保護者氏名・年齢・続柄・職業・系図化できるよう、きょうだいな

ど家族の状況、同居家族を明示

- ・虐待と思われる状況について…時系列により、いつから、どのような状況かなど記録に基づき説明
- ・児童の状況…現在の居所、通学状況、様子など
- ・保護者の了解…この通告について、保護者は知っているか否かについて
- ・通告者について…職名・氏名・連絡先

※通告者について

児童虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見に関する努力義務について、教職員などの個人だけではなく、学校など組織（団体）もその責任を負うことを明確にするとともに、そうした個人や組織（団体）が、子供の保護や支援にも協力するよう努めなければならないと規定している。学校で虐待を発見し、通告をする際には、管理職が対応することが最も望ましいと言える。なお、緊急性が高い場合で、学校などの組織対応に時間を要するときなどは、子供の安全確保を最優先するために、虐待を発見した教職員などが直ちに市町村又は児童相談所などに通告する必要がある。

※通告先について

<市町村>

児童虐待の通告を受けたときは、必要に応じて学校の教職員などの協力を得つつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずることとされています。子供や家庭の状況により、地域のネットワーク組織（要保護児童対策地域協議会）で関係機関との連携を図りながら、子供や家庭に対する具体的な支援を検討するほか、さらに専門的な対応が必要なときは児童相談所に送致又は通知する。

<児童相談所>

市町村と同様に、通告を受けた際には、必要に応じ学校の教職員などの協力を得つつ、児童の安全確認を行う義務があります。一時保護や施設への入所措置の権限を持っていることや、心理判定を行う職員が配置されているという点で、市町村に比べより専門的な役割を担う。また、子供の安全が確認できないときなどに立入調査を行ったり、当該児童の虐待防止及び保護のために保護者に対して面会や通信を制限したりする権限もある。子供が家庭で生活することが、明らかに危険であり、早急な保護が必要な場合には、児童相談所に通告する。

<児童委員>

児童虐待の通告の仲介を行う。児童委員は、通告者からの話の内容を児童相談所や市町村に連絡し、対応を依頼することになる。

3 性的虐待への対応

性的虐待は、外見的な証拠が見つかることが少なく、子供自身も否認することが多いなど、発見が難しい問題である。性にかかわりのある言動（幼児や小学校低学年）や信頼できる人への告白、相談（中学・高校生）によって、明らかになることが多くある。年齢が高くなるほど精神症状や問題行動が多発することも多く、子供の心理的トラウマへのケアなど、専門的援助が必要とされる。対応の早い段階から専門の児童精神科医、臨床心理士等の関与が必要である。しかし、子供から「ほかの誰にも言わないで」と言われ、相談を受けた人が一人で抱え込んでしまう場合も少なくない。このような場合でも、子供にとって今必要なことは何か、今後どう対応していくかを早急に見立てることが必要である。他の人の助けを借りることが、守ることにつながるということを根気よく説得していくことが大切である。子供には罪はないこと、子供を守ることを話し、安心させることが大切である。過剰な反応をしすぎないように気を付けるとともに、一人で悩まずに、子供から相談を受けた教職員などが、管理職等関係者と協議の上、速やかに市町村又は児童相談所などに相談する必要がある。

る。場合によっては、児童相談所から紹介を受け、適切な専門家（児童精神科医等）と教職員などが会って、対応方法を検討することから始める場合もある。

<参考文献>

埼玉県 教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル(平成 30 年 3 月改訂版)

<資料>

児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

(1) 子供の様子

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 身体的発達が著しく遅れている
- 季節や気温にそぐわない服装をしている
- 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 放課後になっても家へ帰りたがらない
- ささいなことでもすぐカーツとなり、友人への乱暴な言動がある
- 虫や小動物を執拗にいじめたりする
- 自分より年下の子と遊ぶことが多く、時には威圧的である
- いったんハメを外すと止めどがなくコントロールがきかない
- 授業に集中できず、落ち着きがないまたはボーツとしている
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる
- 急激な成績の低下

- 接触の回数を重ねても関係が深まらない
- 教室から抜け出す
- 盗みや嘘を繰り返す
- 家出を繰り返す
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 理由のはっきりしないまたは連絡のない遅刻や欠席が多い
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない
- 能力的な問題はないのに学業成績が不振
- 子供が描いた絵に気になる点がある

※不登校として認識していた長期欠席児が、実は深刻な保護の怠慢・拒否（ネグレクト）を受けている場合があるので十分留意する。

※虐待を受けていると、友だちとの関係が暴力的になったりすることから、「いじめの加害者」として関わるうちに、実は虐待を受けていることが発見されることもあるので、児童観察を密に行う。

※非行や家庭内暴力などの問題行動を示す子供の生育歴に、家庭内の虐待関係が発見される可能性もあるので留意する。

（2）保護者の様子

- 子供との関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子供への怒り方が異常である
- 子供の要求をくみ取ることができない

（要求を予想したり理解したりできない、なぜ泣くのかわからない）

- 子供が新しい遊びや遊具に関心を持つことを好まない
- 子供のことを自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在と見ている
- 乳幼児期から甘やかすのはよくないと極端に強調する

- 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える
- 子供に心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である
- 子供に能力以上のことを無理矢理押しつけようとする
- 保護者の極端ないらだち、不安定がある
- 被害者意識が強かったり、イライラしたりしている
- 保育士や教師との面談や家庭訪問を拒む
- 保育士や教職員に対して過度に攻撃的（ささいな非を追及する）
- 子供を無断で欠席させることが多い
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 家の中が乱雑・不衛生
- 夫婦仲が悪い
- 地域の中で孤立している
- 母親にも暴力を受けた傷がある

※母親に暴力をふるう父親は、子供にも虐待をしている可能性があるので留意する。

※家庭内で日常的に暴力にさらされている子供は、直接的な暴力を振るわれていなくても、心理的虐待を受けていることが疑われるので留意する。